

初期イスラーム時代のエジプトにおける 土地所有について

森 本 公 誠

【要約】 初期イスラーム史における土地制度が論じられる場合、それは概して地域や時代の変化を無視して、いわゆるイスラーム法学者のいう土地制度のことが志向されることが多い。実は「イスラームの土地制度」そのものも、イスラーム法における他の分野の法理論と同様、一つの歴史的な産物であって、そこに至るまでの過程が把握されなければ意味をなさない。しかもその過程は西アジアの諸地域で当然異なっていたはずである。それはアラブが、ササン朝やビザンツのそれぞれ異なる土地制度をもつ支配地域を受け継いだからである。本稿ではこの点に留意しながら、地域をエジプトに限り、アラブ征服期からアッバース朝にかけての土地制度の展開を検討したい。

史林 五四巻一号 一九七一年一月

はじめに

初期イスラーム時代、すなわち、イスラームの成立からアッバース朝国家が崩壊する一〇世紀半ばまでの西アジアの土地制度に関して、現在のところ、まだ本格的な研究がなされたといえるような状態にないようである。それは地域や時代の変化を無視したものであったり、いわゆるイス

ラーム法上の土地制度論の段階をあまり出ていないものであったり、また部分的に論じられたものにならなかつたりして、そこに、系統的かつ体系的な土地制度論を見ようとする期待することはとうてい無理である。①現在の研究段階がこのような状態にあるわけは、一つには方法論上の問題と、また一つには資料上の制約とが原因しているといえるであろう。しかし後者でいえば、実際は我々の手にしている資

料も十分に生かされていないのが実状である。また前者に
関連していえば、この時代の土地制度を論ずるに当たって
の前提条件として、次のようなことが指摘されねばならな
いであろう。

その第一は、土地制度をアラブ当局側の観点から眺める
ということである。周知のように、初期イスラームの大帝
国はアラブームスリム軍の大征服によって成立したもので
ある。しかもアラブは、最初土地に対する認識に乏しく、
征服の過程や支配権の強化の過程において、問題の起る
たびごとに解決策を講じてきた。要するにアラブ当局は、
土地に対して終始一貫した態度を取ってきたわけではなく、
したがって固定的な土地所有形態といったものを予想して
も意味をなさないということである。それよりもむしろ、
アラブ当局が取ってきた政策のプロセスを把握することこ
そ意味があるように思われる。

第二は、ササン朝なりビザンツなり、それぞれ異なった
性格をもつイスラーム以前の土地制度を、アラブ当局はど
のようにして継承し、あるいは継承しなかったか、あるいは
はまたいかなる形態に変容したかという点であって、これ

には当然農民側の反応の仕方もあわせ考慮されねばならな
い。

次に第三は、アラブ帝国内の地域差による土地制度の違
いを、アラブ当局は統一化しようとする意図を持っていた
かどうかという点である。これはさらに進めていえば、土
地制度のどこまでを統一化し、どの部分を地方的特色とし
て温存したかということである。実はこの点を考慮しなけ
れば、いわゆる「イスラームの土地制度」なるものは導き
出すことはできない。

以上のような諸点を踏まえたいうえでの土地制度史の研究
ということ、本稿ではエジプトの場合をとりあげたい。
それは、筆者が土地制度と不可分の関係にある当時のエジ
プトの税制について、ここしばらく研究を続けてきたとい
う事情にもよるが、むしろ資料の点で、エジプトが他の地
域に較べて豊富であるというにすぎない。この点は、いま
述べた第三の前提条件に関連して重要な示唆をもたらすも
のと考えられるのである。なおこれから取り上げる問題の
性質上、資料などの点について、筆者がこれまで発表して
きた諸論と一部重複するところがあるが、論旨を明確にす

るために、あえてそのおもむきを探ることにした。本稿で使
用した主要な文献とその略称は次の通りである。

- John R. H. Charles (tr.): *The Chronicle of John, Bishop of Nikiu*, London, 1916.
- Ibn Sa'id: *al-Ṭabaqāt al-kubrā*, 8 vol., Bayrūt, 1957-58.
- Ḥakam Ibn 'Abd al-Ḥakam: *Fuṭūḥ Miṣr wa al-bārḥā*, ed. C. C. Torrey, New Haven, 1922. (repr.)
- Ya'qūbī al-Ya'qūbī: *Ta'rīḥ al-Ya'qūbī* (Ibn-Wadhīh qui dicitur al-ja'qūbī: *Historiae*), ed. M. Th. Houtsma, 2 vol., ed. photo., Lugduni Batavorum, 1969.
- Kindī al-Kindī: *Kitāb al-Wulāt wa Kitāb al-Qudāt*, (The Governors and Judges of Egypt), ed. R. Guest, Leyden, 1912. (repr.)
- Sawirus Sawirus b. al-Muqaffa': *History of the Patriarchs of the Coptic Church of Alexandria*, Arabic text, *Patrologia Orientalis*, I/2 & 4, V/1, X/5, Paris.
- Dahabī al-Dahabī: *Ta'rīḥ al-Islām*, 6 vol., al-Qāhira, 1367-68H, [Vol. VI, 1966].
- Ḥifāt al-Maqrīzī: *Kitāb al-Mawā'iz wa-l-i'tibār bi-dīr al-ḥifāt wa-l-āṭār*, 2 vol., Bulāq, 1294H, (repr. Bagdad, 1970).
- Tagrībīrdī Ibn Tagrībīrdī: *Nuḡm al-zāhira*, 12 vol., al-Qāhira, 1929-56.
- Suyūṭī al-Suyūṭī: *Ḥuṣn al-muḥādāra fī abḥār Miṣr wa-l-Qāhira*, 2 vol., al-Qāhira, 1321H.
- ABPH Arabische Briefe aus der Papyrussammlung der Hamburger Staats- und Universitäts-Bibliothek, v. A. Dietrich, Hamburg, 1955.
- APPEL Arabic Papyri in the Egyptian Library, I-VI, ed. A. Grohmann, Cairo, 1934-62.
- APRL Catalogue of Arabic Papyri in the John Rylands Library Manchester, ed. D. S. Margoliouth, Manchester, 1933.
- APW Arabische Papyri aus der Sammlung Carl Wessely im Orientalischen Institute zu Prag, v. A. Grohmann, *Archiv Orientalni* X (1938), XI (1940), XII (1941), XIV (1943).
- PAF Arabische Papyri des Aphroditofundes, v. C. H. Becker, *Zeitschrift für Assyriologie und verwandte Gebiete* XX (1907), 68-104.
- PERF Papyrus Erzherzog Rainer, Führer durch die Ausstellung, Wien, 1894, Arabische Abtheilung,

bearbeitet & beschrieben v. J. Karabacek.
PGAA Papyrus Grecs d'Apollônios Anó, éd. R. Rémondon, Le Carie, 1953.

P. Lond. Greek Papyri in the British Museum, Vol. IV, Aphrodito Papyri, ed. H. I. Bell, with an appendix of Coptic papyri ed. W. E. Crum, London, 1910.

PSR Papyri Schott-Reinhardt, I, v. C. H. Becker, Heidelberg, 1906.

—

さて、アラブ—ムスリム軍の大征服からウマル二世(在位七一七—七二〇年)に至るまでの主要な土地問題として、全般的に——その実はイラクを中心とするものであるが——いわれているところを綜合すると次のようになる。^②

- 一、征服が始まった当初、アラブ戦士たちは、征服地の土地および農民を動産と同じように戦利品ファイとみなして、その五分の四を彼らのあいだで分配したこと。
- 二、ヒジュラ暦二〇年(六四〇)カリフ—ウマル一世(在位六三四—六四四年)が従来の方針を変更して、征服軍による土地の分配を中止し、土地は原住民の手にそのま

まどどめて、その代わりにほぼ前代通りの租税を徴収し、その一部をアラブ戦士たちに支給するという政策を打ち出したこと。

三、すでに分配されていた土地の回収は、ウマル一世自身によるものも考えられるが、実際的には、ウマイヤ朝のムアームイヤ一世(在位六六一—六八〇年)による強力な回収があった。ただし、この回収地がカリフの私有地に組み入れられたのか、それとも国有地に入れられたのかについては不明な点がある。

四、第三と同様、第二のウマル一世の決定に関連するもので、原住民が租税を納めている土地——のちに「ハラージュ地」と称される——のアラブ—ムスリムによる所有の禁止。

- 五、やはりウマル一世の決定により、もとのササン朝の王領地や政府高官らの私有地、および征服のさい所有者が逃亡または死亡してしまった無主地を没収してサワーフィー sawāfi を形成し、カリフはこの土地の一部をカティーア qatī'a として功臣などに譲渡したこと。
- 六、ウマル二世による国家的土地所有理論の成立で、こ

これは改宗ムスリムの所有地に対する租税徴収を正当化しようとするもの。ただし、この理論が完成するのはアッバース朝になってからである。

ここでまず考えられるのは、以上のような諸点が果たしてエジプトの場合にも当てはまるかどうかということである。そこでムスリム側の史書や被征服民のキリスト教徒側の史書などによってこれを検討してみると、エジプト征服はちょうどウマル一世の政策転換、すなわちヒジュラ暦二〇年前後に行なわれており、したがってまず第一の点では、征服軍のあいだに土地分配の要求はあったが、分配は認められなかったことが伝えられている (Hakam 64-72, 82-84, 87-88)^④。事実、年代的にはもっとも近い史料で、しかも被征服民の側から書かれているヨハネスの年代記では、アラブ軍が動産を戦利品として分配したことは見えても、土地については語られていない (John 182, 183)^⑤。

要するにエジプトでは、第二点のウマル一世の政策転換以後の方針が当初から守られたわけで、原住民による土地保有そのものは、征服のさいに結ばれた征服軍とエジプトの各共同体とのあいだの和約によって保証された。^⑥したが

って当然、第三の既分配地の回収はエジプトでは問題になっていない。アラブはもっぱらフスタートやアレクサンドリアのような軍事都市 *Hisr* に住み、農村地帯に住むことはほとんどなかった。マムルーク朝時代の歴史家マクラーズィーはその著書のなかで、次のようなことを述べている。すなわちエジプト征服の当時、マホメットの教友たちや次の世代の人々はフスタートやアレクサンドリアに定住し、農村地帯 *et-Tin* に住むことはほとんどなく、エジプト全土の村々は南も北もコプト人やローマ人で満たされていた。エジプトの諸村にイスラーム教徒が広がるようになったのは、ヒジュラ暦一世紀後のことである (Hibat, II, 259, 261)。

これはアラブ当局による征服地の統治政策の一つ、すなわち、ムスリム戦士としてのアラブ遊牧民を軍事都市に集中居住させることによって政府の統制下に置くと同時に、彼らを原住民から隔離し、原住民の安全を保障するという政策^⑦がエジプトでも強力に推進されたことを物語っている。事実アラブ戦士たちが農村地帯へ出かけることができるのは、春に軍馬を放牧するときだけであった。

『エジプト征服史』を書いたイブン・アブドゥル・ハカ

ムはこのことをかなり詳しく伝えている。彼によると、征服軍の將軍で初代総督の *Amr b. al-'As* はフスタートに居住しているアラブ軍に対し、春に農村地帯に出かけて軍馬を放牧し、夏近くなれば戻ってフスタートでまた生活することを許可した。そのさい、むろん原住民であるコプト人とは紛争を起ささないよう命じた。それ以後春になると、アラブの各部族に農村地帯へ出かけるよう通達が出された。彼らが出かけた主な村々は *マヌーフ* *Manuf*、*デイスバンディス* *Disbandis* (いずれもエジプト南部)、*アムナー* *Amnas* (中エジプト)、*タナー* *Taha* (上エジプト) であるという。そしてアラブの各部族が放牧に出かけた付近の町や村の名前を列記していて、それはほぼエジプト全土にわたっている (*Hakam* 139-143; cf. *Hifat* II, 260-261)。

ここに記されている部族名および町村名に多少の異同の可能性はあるが、毎春彼らが農村地帯へ放牧に出かけるということはかなり習慣化したものと思われる。イブン・アブドゥル・ハカムは「これらの諸部族のうち、時として春になっても農村地帯へ出かけないものもあつたが、このよ

うなことを知らないものは誰もなく、大部分の部族はすでに述べたような地方へ出かけた」と述べている。もっとも、この習慣が一体いつごろまで続いたかは不明で、なかには長く続かなかつた部族もあるようである。

こうして征服軍当局者によるアラブ軍の統制はかなりきびしいものであつたが、イブン・アブドゥル・ハカムには、これと平行してウマル一世が、アラブ軍隊に対して農耕の禁止を命じたことが伝えられている。それは *'Abd Allah b. Hubayra* → *Bakr b. 'Amr* → *Haywa b. Surayh* → *Ibn Wahb* → *'Abd al-Malik b. Maslama* の伝承系譜によるもので、内容はカリフ・ウマルが伝令官に「軍隊の総督たちのところへ出かけて、総督が臣下に対し、彼らの俸給 *ata'* は安定し、家族の現物給付 *ri'zq* は滞ることなく支給されているから、農耕をしたり (*zara'a*)、農地を小作せたり (*zara'a*) しないよう命令するほうに」と命じた、というものである (*Hakam* 162; cf. *Hifat* II, 259)。

'Abd Allah b. Hubayra は伝承家、生没年はヒジュラ暦四〇一—二六六年^⑤、*Bakr b. 'Amr* は生没年は不明だが、カリフ・マンスール(在位七五四—七七五年)時代にフスタートのモスクの導師をした人物^⑥、*Haywa b. Surayh* の没年は一

五八年で、有名な法理論家^①。Ibn Wahb は有名な学者で伝承家、生歿年は一二五—一九七年である。この伝承系譜にはさほど問題はないように思われる。

この伝承にも現われているように、ウマル一世が創設したディーワーン制度の主旨からいっても、アラブの農地への定着化の禁止は当然の結果で、それは単に農耕の禁止にとどまらず、小作させることを目的とした農地所有の禁止をも含むものであった。^②この点はさきに掲げた第四の事項にまったく一致する。しかもこの禁止は、他の地域ではかなり早くから破られたようであるが、エジプトでは割合忠実に守られたらしく、このことはあとで述べるパピルス文書などによっても判明するのである。

そこで、アラブによる土地所有の問題とも関連する第五のサワーフィーの形成についてであるが、この点 D. C. Dennett は、ビザンツ時代の帝領地や税吏不入の私領地は、ウマル一世がイラクについて行なったと同じように没収され、のち封土はこの土地から与えられた、と述べている(七三頁)。しかし彼はこれについてなんらの根拠も示しておらず、ただ C. H. Becker の行なった類推をそのまま踏襲

しているにすぎない。実は史書によるかぎり、これらの土地を没収してサワーフィーとしたという資料は見当たらないのである。^③それならば、前代の帝領地や貴族の私領地はどうなったか、という疑問が起るが、これについては別の面からの考察を要する。

ムスリム史料では、エジプトにおけるサワーフィー形成の事実は見当たらないが、カリフが功臣に土地を「イクターした *aqta*」という記事はきわめてわずかながら存在する。たとえば、ウマル一世は Ibn Sandal という者に一〇〇〇フェッダーンの土地をイクターし、ウマル一世としては、この Ibn Sandal 以外の誰にも、エジプトの土地をイクターしなかったとされている。なおこの土地は、のち Ibn Sandal の相続人たちから総督 'Abd al-'Aziz b. Marwan (在位六八五—七〇五年) の息子の al-'Asbag が買ったという。^④しかもこのことを伝えているイブン・アブドゥル・ハカムは「エジプトにはこれより古く、またきわだった *qati'a* はない」という重要な言葉をつけ加えている (Hakam 137; cf. Hikat I, 96)。

また総督 'Uqba b. 'Amir (在位六六五—六六七年) がム

アーウィヤ一世に約五六フエッダーン相当の土地の譲渡を求めたところ、カリフはこれを許したという伝承がある (Hakam 85-86, cf. Hiat I, 208, 294)。^⑤ もともと、ここでいう「譲渡」には *qat'a* の派生語は用いられていない。いずれにせよ、このように土地の一部を譲渡するというのは、エジプトの場合きわめて特殊な例であったようで、やはりイブン・アブドゥル・ハカムには次のような話も伝わっている。

ムアーウィヤ一世が〔息子の〕ヤズィード Yazid (のちのウマイヤ朝第二代カリフ) に al-Fayyūm の村々のうちの一村を譲渡した (*aqṭa*) とし、人々はこれを重くみて論議した。このことがムアーウィヤの耳に入ると、彼は人々の言葉に嫌気をさして、この村を *al-harāḡ* に戻し、ムスリム〔全体〕に属するものごとくにした (Hakam 101)。

《*al-harāḡ* に戻す》というのは、のちに「ハラージュ地」という概念ができるが、そのハラージュ地に組み入れられたというので、ムスリム全体、すなわち国家の所有に返されたわけである。ファイユーム地方は、エジプトでもっとも早く征服された地域で、ムアーウィヤ一世が譲渡しようとした土地は、もともとカリフの自由にできないアラ

ブームスリムのための国有地であったものと思われる。

こうした事例からしても、エジプトでは農地のカティール——都市における居住区としてのカティールは多く存在する——はきわめてまれであることは明らかであり、したがって、原住民からの購買によるにしろ、カティールによるにしろ、土地所有者としてのアラブの存在は、無視して差しつかえない。すると、少なくともムスリム史料によるかぎり、エジプトの土地のほとんど全土は、さきほどの第二点の通りに、原住民にそのまま保有することを許し、アラブ政府は彼らから租税を徴収することで満足したことになる。

二

それでは、この原住民にそのまま保有することを認めた土地というのは、いかなる形態のもとに置かれていたであろうか。次に検討を要する問題である。幸いこの点についてきわめて重要な示唆を与えてくれる伝承がイブン・アブドゥル・ハカムに記載されている (Hakam 152-53; cf. Hiat I, 3)。それは征服事業が一段落したとき、総督のアムルは、

コプト人たちがビザンツの徴税方式にしたがって自主的に徴収することを認めたとして、その徴税法を説明しており、征服期の税制を知るうえで貴重な資料となったものである。この伝承については、別稿ですでに詳しく紹介したことがあるので、ここでは土地所有に関連する部分のみを概略的に記すことにする。

- (1) 各村の負担すべき納税額について、村長・書記・村民代表者からなる村会議と、村の上級官庁である県の担当者と諸村の代表者とからなる合同会議とによって、各村の割当額が決まると、村当局はこの割当額と、村民および耕地に現金税として法的に課せられる村の税額とが一致するよう調整し、この額を細分して、各村民に負担させる。
- (2) ただし土地のうち、教会・公衆浴場・舟の費用に充てられている土地は、非課税地として除外し、その地積数(単位 *fadhan*)を総面積数より差し引く。またムスリム軍の款待・政府役人の滞在費のための土地もその面積を差し引く。
- (3) 村内の非農民にそれぞれの負担能力に応じて割り当てたうち、残額の現金税を地積数に応じて農民に割り当てる。ただし割当は耕作能力に応じて耕作希望者に対して行なわれる。
- (4) 耕作する能力のない者の土地は、その人に代わって、その割当税額を負担する能力があり、またそうした割当の増加を

希望する者に割り当てる。もし苦情が出れば、その希望者の人数に応じて割り当てる。その方法は、一ディナール二四 *Dirat* の割りで土地を分割し、税額を割り当てる。

この伝承の内容からすれば、土地の所有について二つの解釈が可能である。すなわちその第一は、土地は村落共同体の共有地であり、その内部は農民が占有権を持っている土地と、教会や公衆浴場・政府役人の接待費等、いわば公費を捻出するための公有地とに分けられる、とする場合である。村落共同体の共有地という概念が出てくるのは、単に村落共同体の存在そのものによってではなく、納税責任を共同体が全体として負うという点から出てくる。したがって自己の占有地を耕作する能力がなく、割当税額を負担できない農民は、共同体から占有権を奪われ、他の希望者に与えられるわけである。

第二の解釈は、教会・公衆浴場等のための公有地、もしくは村有地を除いて、土地の大部分は農民の保有地であるとする場合である。ここでは当然農民による保有地面積の違いが存在する。土地を保有していても、これを耕作し、その税を負担する能力のない者については、村落共同体が、

同時に納税共同体として、行政上の責任においてその者の土地の耕作権を他の希望者に割り当て管理する。この二つの解釈のうち、いずれがより妥当であるかは、この資料では、農民の占有もしくは耕作権の世襲の問題が明らかでないので、判定できない。しかしいずれにしても、村落共同体という枠組が、農民にとってかなり支配的であったことは間違いないところである。

ところで、当面の土地所有問題に限らず、他の分野についても、ムスリム史料の不足を補う一連の資料が存在する。エジプトで大量に発見されたパピルス文書がそれで、とりわけ、現在のアッスエートの南にあったアフロディト *Ap-hrodito* (*Kom Isqaw*) からの文書は我々に鮮明なイメージを与える。このアフロディト文書の大半は、時代的にはやや下ってウマイヤ朝中期に属し、言語の上ではギリシア語、アラビア語、コプト語の各文書があるが、数量的にはギリシア語文書が圧倒的に多い。いま我々が取りあげている村落共同体内の土地保有関係では、*nepejivno* と呼ばれる村の現金税割当査定簿がもっとも参考になる。第Ⅰ表と第Ⅱ表はそのサンプルとして選んだものである。この帳簿は最

小の徴税区を形成する村落 *Хорова* といふ、村長 *Мелетия* や村の有力者 *Нареван* たちが合議で選出した一名ないし数名の査定人 *вручители* によって作成される (*cf. Lond. n. 1366*)。そして冒頭にはこの査定人の名前が記される。査定人は全納税者の名前を記載し、富裕度に順じて各税種ごとに割り当てるわけである。

第Ⅰ表・第Ⅱ表ともこの割当査定簿の原文よりやや簡略にし、しかも当面必要な前半部分のみ表記した。第Ⅰ表 (*P. Lond. n. 1420 v. 1-98*) はアフロディト市の東方にあって、市のいわば衛星をなす「第五区」*Πεμπή Ηεσίδας* と呼ばれる小村のもので、その年度は第三 *indiction* 年 (七〇四／〇五年) ヒシユラ暦八五／八六年)、帳簿の作成された日付は第五 *indiction* 年 *Payni* 月二四日 (七〇六年六月一八日) ヒシユラ暦八七年 *Tagab* 月一日) である。第Ⅱ表 (*P. Lond. n. 1421*) はアフロディト市の西方にある「第三区」*Третя Ηεσίδας* 小村のもので、その年度は第一 *indiction* 年 (七〇三／〇四年) ヒシユラ暦八四／八五年)、帳簿作成日付は第三 *indiction* 年 *phanemoth* 月三日 (七〇五年二月二七日) ヒシユラ暦八六年 *satar* 月二七日) である。¹⁴⁾

第Ⅰ表・第Ⅱ表とも書式はほぼ同じである。第一欄は納税者名で、第二欄の地所名というのは、各納税者が所有している土地の所在場所を示しており、納税者によってそれが一カ所だけであったり、数カ所に及んでいたりする。これらの土地は *toros* または *tydos* (piece of land) と呼ばれる。二重野線の右欄は、各納税者の所有地にかかる土地税と納税者本人にかかる人頭税、それに第Ⅱ表であれば付加税としての官吏維持費がそれぞれ記され、次にそれらの合計が現金税として記入される。単位は *solidus* (金貨) である。最後の欄は所有地にかかる現物の穀物租 (小麦) が *artaba* の単位で記されている。複数の地所を所有している者の場合には、各地所ごとの土地税と穀物租が内訳として記入される。二重野線の左欄の数字がそれである。いまここで、『これらの地所を所有している』と述べたが、そのようなことがこの割当査定簿に書かれているわけではない。ただ別の文書 (P. Lond. n. 1338, 1339) に、この割当査定簿のもとになる村落登録簿 *kardypapov* の作成に関連し、その記載事項の一つとして、「各人が土地において所有しているもの」というのが指示されており、それで土地

が、一般的に農民によって保有されていたことがわかるのである。なおこれらの地所について、たとえば第五区の最初の *Belekan* とするのは、*Ménas Apollis* がそのすべてを所有しているわけではなく、一部だけで、他に *Belekan* の別の一部を所有している者がいるわけである。

さて、第Ⅰ表の第五区では、列記されている納税者のうち誰が村長であるのか、明確ではないが、第Ⅱ表の第三区では、コプト語を含む他の文書 (P. Lond. n. 1494, 1524, 1549) によって、一番目の *Apa Kyros Samuel* が村長であることがわかる。また同じく他の文書によって、第Ⅰ表81頁の下から二人目 *Dwonesh Gamul* (P. Lond. n. 1521, 1552)、同表82頁の下から十人目の *Psacho Paternuthios* (P. Lond. n. 1555) は村の有力者または村吏であることが判明する。これらの人物は所有している地所数も、そこに課せられている土地税も比較的多いところから、彼らが村の有力者だったことは十分にうなずかれるのである。このような有力者が所有している地所についてさらに詳しく見ていくと地所名のあとに人物名が記されている場合がある。たとえば第Ⅰ表の *Hornuchios Omnophrios* はそうした地所を多く所有

しているが、これはその人物が何らかの理由で村に不在しているかあるいは彼の保護下に入ったために、そうした人物に代わって土地の占有権を保持し、納税していることを示している。名前が記されている限り、保有権は不在者または被保護者のために保留されていたのであろうが、年月が経つと、当然占有する有力者に移管されたものと思われる。

土地税は文字通り土地にかかるので、その保有者は老若男女にかかわらずなく、女性や未成年者でも納税者として登録される。「某々の妻」とあるのは、亡夫に代わって、その妻が納税者となった場合である。戸主が死んで子供たちが共同で農地を相続した場合は、その子供たち全体で納税責任を負う。またそのような兄弟のうちの一人が代表者となる場合もある。例としてあげた第Ⅰ表・第Ⅱ表では見えないが、割当査定簿の納税者の項には、時折「某々の共同保有者たち」*kygovozhav* というのが現われる。これは、彼らがいずれも人頭税を支払っていない点からすると、おそらく零細な農民が集まって、一定の分担割合のもとに共同耕作し、そのうちの一人が納税代表者になっているのであろう。なかには、人名でなく共同耕作している地所の名

称で登記されている場合がある (P. Lond. n. 1420, 1, 204, 205, 206)。しかし、こうした共同保有者は村の農民全体からすれば、きわめてわずかしかない。

農民の保有地の世襲については、年代の異なる割当査定簿を比較対校すれば明確となる。第Ⅲ表がその一例で、これは第三 *indiction* 年度 (七〇四/〇五年) の第五区の割当査定簿である。P. Lond. n. 1420 と第一 *indiction* 年度 (七二二/一三年) の同じ第五区の割当査定簿である。P. Lond. n. 1424 とを対校したものである。もっとも n. 1424 の文書の保存状態が悪いので、両文書の納税者名と地所名の確認できるもののみ列記した。これによると、七〇四年から七二二年の八年間に、変化なく同じ人物が同じ地所を耕やしている場合もあれば、世代が変わった場合もある。世襲のケースとしては、妻に相続された場合 (上から一人目と下から二人目) と息子やその兄弟たちに相続された場合 (上から四人目)、あるいは兄から弟に相続された場合 (下から一人目) がある。また第Ⅲ表以外の例をあげると、第Ⅱ表一人目の「Enoch Phib の妻と他」とあるのは、戸主の Enoch Phib が死んで、その妻と子供たちが納税者になっ

たのであるが、P. Lond. n. 1422 l. 37 によると、四年後には戸主の子の Johannes と Job が納税者になっている。これらの事例からすれば、農民の保有地世襲権は確立していたと見て差しつかえないであろう。

さて、これらの割当査定簿では農民の保有する土地が一体どれほどの面積を有するのか明確でないが、実は帳簿のうちには面積数を記載しているものがある。第IV表はその一例で、場所は第二区村、年代は第一 indiction 年度(七三二/三三年)ヒシユラ暦一四/一五年)である。したがって年代的にはやや下がる。この税務簿の第三欄左側の単位 *aroura* で記されている数字が、各納税者の所有している地積数である。しかし、この帳簿では地所名が記載されていないので、このままでは比較にならないが、割当査定簿のなかに、第IV表に現われる納税者と同一の人物がいなかどうか探すと、台帳番号Bの Theodosios Philotheos が P. Lond. n. 1420, l. 250 に出づける。地所名は Abba Pylhu へ左記のようになっている。

土地税	人頭税	計	穀物租
4/3	0	4/3	4/3

両者のあいだには、土地税と穀物租とにごくわずかな変化が認められるだけなので、第IV表に原則的に見られる単位面積当りの税額は P. Lond. n. 1420 の割当査定簿でも変りないものと思われる。すると、たとえば土地税 *solidus* を支払っている納税者はほぼ四 *aroura* の土地を所有していることになる。いずれにしても農民の保有面積はそれほど大きなものではない。村落共同体内の農民は村長や一部の有力者を除けば、概して自作農としての小土地所有者であったと考えられる。

これらの小土地所有者としての農民が相互にいかなる組織を持っていたかを知るには、第一五 indiction 年度(七一六/一七年)ヒシユラ暦九七/九八年)のアフロディト全県の納税簿 P. Lond. n. 1419 が参考になる。この帳簿は保存状態がやや悪いが、千数百行に及ぶ長大なもので、第V表はその内容例として抜萃したものである。この帳簿では、割当査定簿の場合と異なり、納税者名のあとに書かれている地所名は、すべてその納税者の保有地であるというわけではない。たとえば Jakob Enoch の場合、土地はそれぞれ右の欄に書かれている人物の保有地であって、した

が、税も保有者自身が支払う。要するに農民たちは、相互に納税責任を連帯的に負う小さなグループを構成して、*Jakob Enoch* はそのグループの代表者にすぎない。またこうした納税代表者は第V表の後半の *Panuthios* と *Theophile* の場合のように、保有者のいなくなった土地をも管理する義務を負わされていた。

三

以上村落共同体における農民の土地保有状況を検討してきたが、結論的に言えば、少なくとも征服期からウマイヤ朝中期までは、このような村落共同体がかなり安定した社会的基本単位をなしていたと見なすことができる。もっとも、イブン・アブドゥル・ハカムに伝えられた資料に見える征服期の村落共同体とウマイヤ朝中期の村落共同体とがまったく同じ構造を有していたかどうかについては疑問が残る。たとえば、イブン・アブドゥル・ハカムに見えていた村の公有地、すなわち利益を教会・政府役人接待費等の公費に充てる土地の存在、あるいはその共同耕作のような例は、ウマイヤ朝中期のパピルス文書では見当たらない。

また征服期における村落内での共同体的規制、その実は村の支配者層による強制であろうが、そうした規制もウマイヤ朝中期に至るまでかなりの変容を蒙ったものと推測される。すなわち、総督 *Qurra b. Sarik* (在位七〇九—七一四年) からアフロディト県の長官 *Basilios* への書簡のうちには、村民に対する村長の圧制をその村民が総督に訴え、総督がその事件を究明するよう県の長官に指示しているものがある (PSR n. 11; PAF n. 2)。これはコプト農民がやはりコプト人の県の長官を飛び越えて、直接アラブ当局に訴願でき、それによって村当局の強制が押さえられたことを意味する。このような訴願がどこまで制度化されていたかは不明であるが、アラブ当局による権力の浸透の一端として、従来のコプト人の村落共同体のあり方に何らかの変化が起ったたであろうことは想定できる。

しかしいづれにせよ、さきの割当査定簿に見られるように、地主としてであれ、耕作者としてであれ、村落にはアラブ人はまったく存在せず、村落共同体が、ウマイヤ朝中期においてもなおコプト人、それも未改宗のキリスト教徒のみで占められていたことは、改めて注目しておかねばな

らない。

エジプト征服当初におけるアラブ中央政府の統治方針、すなわち、土地は原住農民にそのまま保有させ、アラブには征服軍の戦士として、原住民から収納した租税を *'ata*（現金給与）と *rizq*（現物給与）の形で与えるという原則は、少くとも Qurra b. Šarik の時代までは一貫して守られており、そのことはまたパピルス文書によって証明できる。すなわち、総督 Qurra から Basilios へ発せられたギリシア語とアラビア語による納税督促状や納税命令書には、現金税 *gizya* (*ḡiyāra*) の徴収が、アラブ軍隊 *gund* であるムハージルーン (*Muḥāḡirūn*: *muhāḡirūn* の音写) やその家族の *'ata* (*ʾaṭā*) のためであり、穀物租 *darība* (*darībā*) やその家は同じく彼らの *rizq* (*riḡq*: *rizq* の音写) のためであることが、再三にわたって強調されているのである (PSR n. I: AP.EL n. 148; PAF n. 10; P. Lond. n. 1395, 1349, 1357, 1394, 1404, 1407; cf. P. Lond. n. 1433, 1435)。

ところでエジプトは、いままで述べてきたような農民による小保有地ばかりで占められていたわけではない。ピザンツ時代末期には、教会領・修道院領も含めて、各種の私

領地が存在していたが、被征服民の側から書かれた文献として貴重な『セベルスの教会史』によると、そうした前代の教会領や修道院領は、アラブ時代になってもそのまま存続したことがわかる (Savirius, Po. V, 6, 48-49, 51, 58)。ただ修道院領はともかく、教会領はアラブ当局との最初の約束にもかかわらず、土地税を徴収されている^②。こうした教会領や修道院領の存在はパピルス文書によっても確かめることができる。第VI表がそれで、これは第V表と同じ第一五 *indiction* 年度(七一六/ヒシュラ暦九八年)の納税簿 P. Lond. n. 1419 からの抜萃である。この納税簿は納税者名がアルファベット順に配列されているわけであるが、教会 *ekklesiastika* はその語頭の *epsilon* の項に列記されている。教会所有地の地所名は記載されている場合とそうでない場合とがあるが、いずれにせよその教会の司祭もしくは執事が責任者となって税を納める。また地所がいくつかに分かれている教会では、司祭その他、その保有権を持つ者がいた。たとえば聖 Johannes 教会の場合がそうである。

第VI表の下の二つは修道院で、やはり修道院 *monasterion* の *nyu* の項に列記されている。修道院は税法上一つ

の種類に分けられ、教会と同じように正規の税を納めるものと、免税されているものがあつた。なぜそのように分類されているのか理由は不明である。教の上では正規税を免除されている修道院の方がはるかに多い。次の第Ⅶ表は免除されている方のリストで、やはり同じ納税簿からの抜萃である。ちょうどこのころ、ウマイヤ朝中期ごろより、アラブ当局による税務行政の強化が次第に進行し、これまで免税特権を得ていた修道院でも、納税義務を負わされるようになった^⑤。歴史的にはこのあとすぐにウマル二世によって、教会領・修道院領の土地税免除の勅令が出されたが、二年後カリフ・ヤズィード二世(在位七二〇—七二四年)はウマルの勅令を廃止している(Sawirus, PO, V, 71-72)。

この第Ⅶ表を見ると、修道院領はきわめて特殊な所有関係にあつたことがわかる。最初の聖 Maria 修道院では、七カ所の地所を所有し、そのうちの Piah Puhol の二分の一は修道院長 Elias が責任者となつて耕作・納税し、その地所の残りの二分の一は、二人の一般人がそれぞれ全体の四分の一ずつを小作・納税していたことが示されている。ここに書かれている洗張屋や建築屋、金物屋が何を意味す

るか明確でない。修道院長としては他に Paloo といふ地所も保有している。納税者が空欄の場合は、恐らく修道院自体が、要するに修道僧たちが共同で耕作・納税するのであろう。あとの Psai, Phaineshoos, Prem'es はそれぞれ一般人が、修道院との小作契約によって保有している土地と思われる。正規税が免税であつたのは、収益が修道院の維持に充てられるためである。このように修道院の土地が、修道院自体の保有する土地と、一般人との何らかの契約による借地とに分かれていたことは、三番目の Taron 修道院の場合に一層明らかとなる。すなわちこの修道院では所有地は一般人の入植による永代借地契約 *emphyteusis* の土地と、修道院長が責任者となつて管理する土地とからなつていたわけである。

次に征服のさい、地主が逃亡、もしくは死亡したことによって無主地となつた土地について検討することにする。ヨハネスの年代記によると、征服戦争のあいだに多くの高官たちが逃亡したことが伝えられており (John 180-82, 184)、当然彼らの土地も放棄されたものと思われる。無主地となつた理由は明確でないが、同じく第一五 Indiction 年度の

納税簿 P. Lond. n. 1419 に「無主地 *adespota ktemata*」という項目がある。第Ⅷ表はその一部を抽出したものである。この表からすれば、無主地は恐らく国家に没収されて国有地、すなわちイスラーム共同体全体の土地となり、それが希望者に貸借されたものと思われる。したがってその土地税は、借地人が支払うわけである。

ところでビザンツ時代に多くいた大土地所有者の私領地は、村落共同体の土地がほとんどそのまま保有を認められたことからしても、すべて無主地または没収地となったとは考えられない。上エジプトの Thebaid 州の州知事や中エジプトの Arcadia 州の州知事、あるいは県の長官などの高官の地位が、ウマイヤ朝の末近くまでローマ人やコプト人に与えられている点からすれば、彼らの私領地も恐らくそのまま保有することを認められていたと見なされる。アフロディト文書でこのことを確かめるのはきわめて困難であるが、アフロディトからまた南の、現在のエドフから出土したパピルス文書では、大土地所有者としての *επιτροπες* の言葉が見える。PGAA n. 76 の文書がそれで、これは各納税者の人頭税の課税率を記したものであるが、一般の

農民が主として六分の一の人頭税^②を登録されているのに、大地主の *Soterichos Aristobulos* とその兄弟はそれぞれ六倍の一に登録されている。また PGAA n. 42 に *απολλωνος* の地方、すなわち Apollonos Anu 県の長官 *Papas* は私領地の地主で、農民をも所有していた形跡がある。したがって少なくとも上エジプトには、まだこうした大土地所有者が存在したことは確かである。

アフロディト文書でも、アラビア語の私領地 *day'a* に相当するギリシア語 *outra* は各所に散見される。*outra* はそのままアラビア語の *wasiya* (複数形 *awasi*) に転訛されて、セベルスの教会史などでは、教会領を示す意味で用いられている。アフロディト文書でもっとも多く出る *outra* は、第Ⅴ表にも現われる「*Abba Sunutos* の私領地」で、これは名前から類推して、もとは修道院の私領地か、それとも大主教の私領地かと推定される。しかし、*Abba Sunutos* はこの P. Lond. n. 1419 の帳簿のどこにも納税代表者として登場しないので、当時では四散してしまっただけのものと思われる。

アフロディト文書で、高官の大土地所有に近いものを探

すとすれば、県の官吏 Andreas の場合であろう。彼は同じく第一五 indiction 年度の納税簿にたびたび登場し（第Ⅷ表下から三行目参照）、各地に土地を保有していたことがわかる。そこで彼に関連する部分のみを綜合すると第Ⅸ表のようになる。これほどの人物であれば、当然納税代表者のなかに名前が載るはずであるが、この文書による限り見当たらない。文書の保存状態が悪い点も考慮しておかねばならないが、Andreas がアフロディト県以外の他県の官吏である可能性もある。ただし、彼の支払う税額からすれば、Andreas は大土地所有者というほどのことはなく、小さな土地を各地に保有していたにすぎない。

四

以上ウマイヤ朝中期までのエジプトにおける土地保有形態をまとめてみると、土地の大部分は村落共同体を基盤に置くコプト農民の保有地からなり、これ以外には教会領や修道院領、それにわずかな私領地がビザンツ時代から引き続き存在したということになる。

ところがヒジュラ暦一〇〇年（七一八年）ウマル二世の勅

令以後、ウマイヤ朝当局の統治政策の転換から、従来の土地保有形態も、アッバース朝初期に至るまでに大きく変容を蒙ることになった。これは、アラブ帝国の持つ内的矛盾がウマイヤ朝中期に至ってようやく表面化し、アラブによる異民族支配という、これまでの統治原理をそのままの形で続行することが、もはや不可能となったことに端を発している。この矛盾がもっとも尖锐化したのは税務行政で、それは従来の支配体制が、原住民の大量改宗やイスラーム教徒による土地購買を何ら予定していなかったからである。この問題は帝国全般に起こっていたにもかかわらず、最初その解決策はそれぞれの地方の総督の手腕に委ねられていたために、混乱は深まるばかりであった。ウマル二世はこうした状態を解決するために、税制と土地制度の基礎となる新しい概念、すなわち、征服地は神がムスリム全体、言いかえれば国家に与えた戦利品ファイであるという理論を導入した^⑧。

もっとも、ウマル二世がこの理論をもとに打ち出した政策は、新改宗者からの土地没収とファイに属する耕地の売買の禁止というきわめて観念的なものであったので、完全

に失敗に終り、次のカリフ・ヤズィード二世はこれを廃棄して旧に復してしまつた。²⁾しかしウマル二世のファイイ理論そのものは損われることなく、その後カリフ・ヒシャーム(在位七二四—七四三年)の全般的な税制改革を経て、アッバース朝初期に国家的土地所有の理論となつて完成するのである。³⁾それは、地主としての国家に対して、小作料に当たる租税を支払いさえすればよいということ、イスラーム教徒による土地所有の公的承認への道を開くものであった。この間の推移は、実際の税務行政のうえでも、程度の差こそあれ全国的規模で進行しており、エジプトもその例外ではなかつたが、この点についてはすでに別稿で論じたので、ここでは土地所有に関連する部分のみ触れておきたい。

ウマイヤ朝中期からアッバース朝初期にかけての一連の税制改革のあいだに起こつた注目すべき事柄は、戸口や地積などの税務調査や州知事などの地方高官のアラブ化を通じての、アラブ当局による権力の内的浸透と、エジプト農村地帯へのアラブ人の入植である。とりわけ後者は、従来のコプト村落共同体を基盤とするエジプトの農村社会を根底からゆさぶるものであった。アラブ人の入植のきつかけ

となつたのは、カリフ・ヒシャームの指令を受けて、エジプトの税制改革に精力的に当たつてきた税務長官 'Ubayd Allah b. al-Habhab によるカイス Qays 族の招致である。キンディーやイブン・アブドゥル・ハカムによると、'Ubayd Allah はヒジュラ暦一〇九年(七二七年)、カリフ・ヒシャームに進言し、カイス族をデルタ地帯東部 Bilbays 付近に入植させ、彼らのアラブームスリムとしての登録をエジプトの *diwan* に振り替へた。その数三、〇〇〇人で、⁴⁾ Nasr, Amir, Hawazin, Sulaym の各支族から一〇〇戸ずつ、計四〇〇戸を入植させ、農耕を命じ、十分の一税 *'jst* としての *sadaga* を課した。また彼らはこの農耕のほか、穀物を *al-Qulzim* (スエズ) に輸送する仕事をして非常な利益を得た。カイス族はその後新たな入植も加えて増加を続け、やがてヒシャームが死んだとき(七四三年)には一、五〇〇戸、ウマイヤ朝最後のカリフ・マルワーン二世が死んだとき(七五〇年)には三、〇〇〇戸が Bilbays にとつたという (Kindi 76-77; Hakam 143)。

こうして、ウマル一世以来採られてきたアラブの軍事都市への固定化政策は完全に放棄され、土地保有者としての

アラブの存在は事実上承認されることになった。ただデルタ東部に入植したアラブが、どのような形態のもとに農耕に従事したかは不明である。入植のさいの条件として、これまでの租税 *para* を損うことがないこと、この付近には原住民があまり住んでいないことが挙げられているので、最初はコプト人の村落共同体の内部に入るということはなかったものと思われる。しかしその後のアラブ人の増加は、付近のコプト人の村落形態に何らかの影響を与えたであろうことは想像に難くない。^②

このようなアラブの入植は、その後エジプトの各地で行ったようである。たとえばマクリズィーは、上エジプトの al-Uṣṣunayn への、とくにウマイヤ家一族の入植を伝えてゐる。彼によると al-Uṣṣunayn の土地には Ga'far b. Abi Talib の多くの氏族が Maslama b. 'Abd al-Malik b. Marwan の一族郎党や 'Abd al-Malik b. Marwan の mawla を父祖に持つ Askar 家——彼ら自身ではウマイヤ家出身であると主張してゐる——とともに入植し、また Uṣṣun の近くの Dalga 村には Haid b. Yazid b. Mu'awiyah b. Abi Sufyan の一族郎党が入植した、とどう (Hibat

1, 239)。Ga'far はカリフアーリーの兄で、ヒジュラ暦八年の Mu'ta 遠征で戦死した人物である。したがってこの一族はハーシム家に属しているが、他はウマイヤ系統ばかりである。Maslama はカリフアブドゥルマリクの子で、アラブ軍の総指揮官として各地の征服事業に活躍したが、エジプトには定住していない。歿年はヒジュラ暦一二二年である。Haid はカリフヤズィード一世の子で、歿年は九〇年である。これらの人物のいかなる子孫が入植したかは不明であるが、この入植の時期はカイス族の入植後まもなくのことと思われる。またマクリズィーは、Uṣṣun に近い Angina の町についても、部族名は記していないが、やはりアラブの入植があったことを伝えてゐる (Hibat 1, 204)。Angina はエジプトの Thebad 州の州政府所在地として重要な町で、この地方への入植も同様の時期に行なわれたものであろう。^③

上エジプトにおけるウマイヤ家一族ほか、アラブの入植についてきわめて貴重な情報を提供するパピルス文書がある。APEL n. 167 の文書がそれだ。これは Aghmin と Tabia の両県におつて、徴税官 'Amr b. 'Attas とその徴

税吏たちが不当な課税を行なったという訴願があったために、県の長官兼公庫長の Yazid b. Abd Allah が全県の町村長や地方の有力者を召集し、審判の結果、徴税官たちに不正はなかったということで、町村長たちが、その旨と今後こうした苦情の訴願があった場合には科料の連帯責任を負うという宣誓を県の長官あてに行なっているものである。文書の保存が完全でないので、不明な部分があるが、年代はヒジュラ暦一三七—一四〇年(七五四—七五七)で、アッバース朝の成立直後に当たっており、コプト語とギリシア語・アラビア語で書かれている。みづから宣誓をしている町村長や主教たちは六八名、うち二名のアラブ人、Abd Allah の二人の息子を除いてはすべてコプト人である。なおこの部分はコプト語で書かれているが、その点からこの二名のアラブ人を改宗コプト人とする可能性もなくはない。しかしこれらのコプト人の町村長名は、次のギリシア語の部分で記載されているのに、この二名のアラブ人は記載されていないので、やはりアラブ人であることは間違いない。

最後のアラビア語の部分は、主教や町村長たちの宣誓に

対してこの地方に定住していたアラブ人が、アラブ当局側の証人として証言しているもので、二名のウマイヤ家出身者のほか、Wari, Huzai'a, al-Layl, Sadif, Hawlan の各部族出身者の名前が列記されている。この文書によると、ウマル二世の、村長はイスラーム教徒でなければならぬという勅令にもかかわらず(Khandi 69; Taghirdin I, 236)、アッバース朝の初期でも、少なくとも上エジプトではまだ村長の大半はキリスト教徒のコプト人によって占められ、アラブ人村長はきわめてまれであった。しかし、これら証言者として登場するアラブは、恐らくこの地方の有力地主としての地盤をすでに築きつつあった者たちであろう。これについては上エジプトの南端、アスワンへのアラブの入植に関するマクリースイーの記述が傍証となる。

マスワードイーによると、Aswan の町は Gahran, Nizar b. Rabi'a, Mugar などの諸部族からなるアラブ人、それに Qura's 族の人々が住んでいる。彼らの多くは al-Hikaz から移住して来た者である。この地方はナツメヤシがよく繁り、地味豊かである。……(中略)……また Aswan に住んでいる者はヌビア国内にも多くの私領地 (diqāq) を持っていて、ヌビア王に租税を支払っている。これらの私領地はイスラーム初

期、ウマイヤ朝やアッバース朝の時代にヌビア人から買ったものである。……(Hikat I, 197-198)。

アラビア半島からアスワーンに移住したアラブ人は、単にこの地方の農地を獲得しただけでなく、国境を越えてヌビアの農地も獲得していだわけで、ヌビアの私領地についてはその後ヌビア側とのあいだに紛争が起こったらしく、カリフ・マームーンが農民暴動鎮圧のためにエジプトに来たとき(ヒジュラ暦二一七年/八三二年)、ヌビア王が紛争の解決を訴えている。いずれにせよ、ウマイヤ朝からアッバース朝にかけてのアラブ地主の発生は、アスワーンに限らず、全国的な規模で起こった現象であった。

五

現存のパピルス文書を見ると、納税者名簿のような文書でも、ほぼアッバース朝の成立を境に、使用言語はギリシア語もしくはコプト語からアラビア語に移行するが、それとともに注目に価するのは、ギリシア語文書ではコプト人ばかりで占められていた地租納税者が、アラビア語の文書になると、コプト人に混じってアラブ名を持つ者が登場す

ることである。このアラブ名がアラブ人なのか、それとも改宗コプト人なのかの判定は困難であるが、なかにはきわめてまれながら APFL n° 219 の al-Fadl b. al-'Abbas al-'Abbasi や APFL n° 222 の Ibrahim b. [] al-Huwayri, 同 n° 245 の 'Ali b. al-Husayn al-Imam のように、はっきりアラブとわかる者もあり、逆に APFL n° 222 の Ishaq b. 'Umayr のように、改宗コプト人とみなされる者もいる。しかし、アッバース朝時代、エジプトではまだそれほど改宗者が出ていなかったことと、コプト名の父を持つアラブ名はほとんど見当たらないこと、改宗コプト人とアラブ人との同一視の観念はまだエジプトの農村部まで浸透していないことを考えると、アラブ名の納税者もしくは地主は、ほぼアラブ人と見なしてよからう。第 X 表・第 XI 表はこうした帳簿の例として出したもので、それぞれある地区の地租割当査定簿の断片である。さて、これらアッバース朝初期の税務簿によるかぎり、エジプトで土地保有者となったアラブは、少なくとも税制上では、土着のコプト人土地保有者とのあいだに差別はなく、同様の地租を課せられている。この点は灌漑工事等の

ための特別賦課についても同じであった(第30表)。これはウマル二世のファイ理論より展開してきた課税の属地主義が確立し、保有者は自己の宗教にかかわらずなく、地租を納めねばならなかったことを意味する。この点に関連して、カリフラーシード(在位七八六―八〇九年)時代に属する重要な文書 PERF n. 624 が残っている^⑤。これは総督 'Abd Allah b. al-Musayyab (在位七九三―七九四年) の Ehnas・al-Bahasa 両県の徴税官 Sufyan b. Qur'a により Ehnas 県に住む「イスラーム教徒ならびに *dimma* の民すべて」にあてられた書簡で、文中に次のようなことが書かれている。

総督 'Abd Allah b. al-Musayyab は汝らに書簡を送り、そのなかで総督はエジプトおよび(すなわち)「ムスリム全体の」ファイ (*al-fay*) としてあるところの土地の租税 (*al-zakāt*) に關し、カリフのもとで決定された額を我らに命じている。……

エジプトがファイの土地であることを理由に、ズインマの民であるコプト人はひろんのこと、イスラーム教徒にも納税義務のあることが布告されているわけで、少なくともラーシードの時代までは、国家的土地所有の理論が有効性を持っていたことがわかる。この点についてはさきに述べたよ

うに、ウマル二世以前における徴税の根拠が、アラブ軍とその家族の *'alī* と *hizq* とに求められていたのとまったく事情を異にしている。

しかしながら、この国家的土地所有の理論において、土地の究極の所有権は国家に属し、土地を耕作もしくは保有している者は、単にその占有権もしくは用益権を保持しているにすぎないといっても、勅令に反して耕地の売買が公然と行なわれるようになると、こうした理論はしだいに空文化せざるをえない。更にこの理論は、いま述べたパピルス文書に見られるように、単に租税徴収の論拠を示すにとどまって、実際のな土地所有権には何らの拘束力も持たなかったようである。

アラブ・ムスリムたちが、エジプトにおいていかなる形態のもとに土地を所有していたかについて、まず第一に想定されるのは、一般のコプト農民と同様、小規模の土地を保有して、自作農となる場合である。Miqran 村(ファイニーム県) 納税者名簿 AP.EL n. 233 (九世紀後半)の Muhammad b. Yusuf, Yahya b. Ya'qub らは他のコプト人たちと同じように納税額も少ないことから、この種の形態

に入れることができるであろう、しかしより一般的には、第 X 表の Mūsā b. Qurra や Muhammad b. al-Aṣḥab, 第 XIII 表の Muhammad b. Husayn や Muhammad b. Zufar のように、他のコプト人に比して広大な地積を有し、したがって多額の地租を支払っている者が多く見られる。

これらのアラブ人は、おそらく地租などの租税負担の苛重に耐えられなくなったコプト人の農民から、購買などの手段によって土地を獲得し、有力地主として次第に土着化していったものと思われる。こうした地主たち、いわば土豪地主は、コプト人の有力地主も含めて、自己の保有地をすべてみずからの手で耕作できるはずはなく、保有地の一部もしくは大半を小作させるのがつねであった。ヒジュラ暦一六九年 safar 月（七八五年八/九月）の日付のある muzzara'a 契約と呼ばれる一種の借地契約文書は、この種の小作の模様を物語っている。この文書についてはすでに紹介したことがあるので、ここではその要点のみ述べると、借地人はその土地の灌漑・世話・管理・播種・収穫などのあらゆる労働の義務を負うことはむろんであるが、kita' 型借地契約^⑧の場合と異なり、地租 (ḡaraḡ) や特別公課 (na-

wa'id) を支払う義務はなく、また配分率は不明だが、借地料は折半による現物納であるなどの条件が明記されている^⑨。

このような土豪地主と分益小作人との関係に触れている文書は他にもある。その一つは地方の税務局で作成される地租受領台帳で、ヒジュラ暦二七一年（八八五）に当たる二七〇税年度のファイニーム県に関する文書 APFL n. 234^⑩が例として挙げられる。この税務簿には、地租の割賦支払期の日々——この文書では第三回支払期として ne-chir (amšir) 月の五日と六日（二月三十一日—二月一日）の日付が記載されている——ことに、誰から地租をいくら受領したかが記帳されているわけであるが、そのなかに

al-Rabi' b. [] の手によって割当額 35 dinar をみずからのために 3¹/₆ dinar, Bahib, Mone, 司祭 Big のために 5¹/₂ dinar を

という項がある。これはアラブ人が自己の所有地の地租のほかに、コプト人に代わって、各コプト人の名義になっている土地の地租をも支払っていることを意味する。同種文書 APFL n. 239 には Gibri b. Muhammad という者が、

一四人のコプト人に代わって地租を支払っている (cf. APPEL n. 241; 242; APW n. 21)。実際に納税者に交付された地租受領証のうさぶぢ¹⁾のような両者の関係を認めることのできるものがある。一三三三年 Thot 月二三日 (八四七年九月一日) の日付を持つ APPEL n. 181 がそれで、内容は次のような文章になっている。

Thot 月13日 丁数番号5 重量 dinār 31/2+1/3+1/12
 慈愛あまねき神の御名において

[a] b] al-Muwaffaq は彼の手によって教人のために、
 [Usnūn] 市に関する地租のうち彼の義務となっている
 31/2+1/3+1/12 重量 dinār を、 [稅務長官] al-Walid b.
 Yahyā 並びに Ahmad b. Haliid——神の加護あらんことを
 ——の al-Ushūnāyīn, 低 Ansinā, Qūs の諸果の租税を曲
 する徵稅官 Hulayq [b.] と al-Husayn b. Ahmad の
 面前で、貨幣取扱吏 Menas に233年度の租税として支払った。
 そのうち自身のためには 11/24+1/48

Abd al-Samad b. al-Fayḍ のためには 21/2+1/3+1/48
 (後 影)

この地租受領証では、たまたま納税者自身よりも、被代納者の保有地税額の方が大きく、したがって両者のあいだにそれほど身分差はなかったと思われる。

いずれにしてもこの種の土地所有形態は、ウマイヤ朝中期の割当査定簿 (第一・II 表) に見られた Horonchios Onophrios ほか、不在者もしくは被護者の土地を占有する村の有力地主の場合と酷似しており、下限はどこまで降ることができると判然としないが、少なくともアッバース朝のサーマラー遷都時代 (八三三—九二年) まで、ビザンツ時代から引き続き継続したエジプト固有の一土地制度とみなすことができよう。

また諸種のパピルス文書によると、いま述べたような下の関係でなく、対等の立場で、一定の土地を共同保有している場合がある。このような共同保有は *sirkā* 協業と呼ばれるが、土地の規模はそれほど大きくなく、共同保有者たちは一種の共同自作農ともみなすべき存在である。共同保有者の人数は少なく、二、三名で、数名を上廻るものはないようである。地租を支払う場合は、各自が分担額を持ち寄り、代表者の名のもとに納める。このような代表者は *amin* と呼ばれた (APPEL n. 255)。私見の及ぶところ、*sirkā* による所有形態がもっとも古く現われる文書は、ヒジュラ暦二三三六年 (八五一) ころのある私書簡で、5/6 faddān の

土地 (Buq'a) を二名が *širka* の形で共同保有し、その土地を *ard al-širka* (協業の土地) と呼んでいる (APEL n. 288)。APW n. 12 (三〇九世紀) は、このような *širka* にしてゐる土地の地租受領証で、納税額は $1\frac{1}{2} + 1\frac{1}{3} + 1\frac{1}{2}$ dinar となつてゐる。また地租割当査定簿もしくは受領命令と考えられる APW n. 26 では、アラブ人と思われる [Ha]rit b. al-Hağāğ とムンマヤ人 Pogoš b. []rit の二名の共同保有者からなる *širka* の土地 3 faddan を税率 $1\frac{1}{2}$ dinar/f. 及び $4\frac{1}{2}$ dinar の地租を納めてゐる。このような共同保有形態はフマーティヤ朝時代の文書でも散見される (APW n. 36, 39, 40)。

六

さて、いままで述べたアラブ人の土地所有は、その地積が一族で自作できないにしてもそれほど大規模なものではなく、また地租 *darāğ* もコプト人と同様に支払い、しかもその土地に住んで、所有地の経営に直接携わるといふ、きわめて在地性の強いものであった。ところがヒジュラ暦三世初頭ごろ、ほぼサーマッラー遷都時代に入ってから、

土地制度に急激な変化が起こつてきた。それは史書やパピルス文書に、アッバース朝権力の代表者もしくはこれに類する人物の私領地 *diyā'* (*day'a* の複数形) に関する資料が多く見られるようになることである。その典型的なものは《*diyā' al-amir*》《*day'at al-amir*》《*ard al-amir*》などとして現われる私領地 (APEL n. 113, 184; APRL n. III/9, III/11) である。この *amir* はムンマヤの総督もしくは税務長官を指してゐる。しかし同じ《*amir*》の肩書を持つ者でも、そのあとに所有者の名前の明記されてゐるものがある。たとえば《*diyā' al-amir al-Faḥ mawla Amir al-Mur'min*》(PERF n. 764) 《*diyā' al-Salah Amāğur*》(PERF n. 793) などがある。al-Faḥ はカリフォームタワッキル(在位八四七—八六二年)の寵臣のトルコ人 al-Faḥ b. Fağān のことである。ヒジュラ暦二四二—二四七年にエジプトの税務長官をしており、この文書の日付二四二年 meḥr 月一日(八五七年一月二六日)と一致する。彼がエジプトで私領地を持つてゐたことは APEL n. 171 によつても知ることができ、とくにこの文書によつて、al-Uṣṣunayn 県である Qalan-dan 村が彼の私領地の一部になつてゐる。

al-Salah Amagur はエジプトの総督もしくは税務長官になったという記録はないが、この文書日付の二年後、ヒジュラ暦二五五年ごろに、ダマスカスの'amilとして現われるトルコ將軍である(Ya'qubi II, 618)。キンディーによると、エジプトの総督兼長官になったのはごく短期間のみで、むしろカリフ・ラシードの親衛隊長やカリフ・マームーンに忠実な將軍として、アッバース朝の宮廷で活躍したHarfama b. A'yan がエジプトに私領地を所有していた(Kindi 136, 148-49)。またエジプトに着任したわけでもなく、エジプトに私領地を持っているアッバース朝の権臣や一族がいる。たとえばカリフ・ムタワッキルのトルコ將軍 Wasif^⑧ やカリフ・ムスタイン(在位八六二—八六六年)の即位に暗躍したトルコ將軍 Musa b. Buga (Hiari I, 208)、カリフ・ムタワッキルの母后やムクタディル(在位九〇八—九三三年)の母后などである(PERF n. 759, 763; APRIL n. II/1)。これらのほか、所有者の人名は記されているのであるが、それが一体どんな地位にある人物なのかははっきりしない私領地の例も、文書にはきわめて多く存在する。^⑩

これらの私領地の地主は、たとえエジプトに住んでいる

場合であっても、私領地の経営には直接携わらず、代理人(wakil)を使っている点から考えて、不在地主とみなしてよからう(cf. APPEL n. 171, 289, 292; ABPH n. 1)。この不在地主による私領地の所有には、さきの土豪地主による土地所有と違って、いくつかの特徴が認められる。その第一は地積規模がきわめて大きいことで、一村を越えるものがある。たとえば、APPEL n. 184の「総督の私領地 diyar al-sha'ir」や呼ばれる村 qaryya」が APRIL n. III/11の「総督の私領地のうち Ibsada [村]」と Maqmul [村]」とか、同じく n. III/9の「総督の私領地の県 kura に属する一村」などの表現は、いずれもこのことを示している。また Qalandun という村が al-Fatih b. Haqan の私領地の一部だったことはずでに述べた(APPEL n. 171)。

第二の特徴は、この種の私領地の発生が、単なる購買によるのではなく、「譲渡」のような政治権力の側からの何らかの措置によっている点である。このことはすでに取りあげた諸例の所有者の階層をみてもうなずかれるのであるが、所有者は単にそうした高級官僚層や宮廷一族に限らなかったという点で、マクラーズィーに伝えられている一つ

の逸話が参考になる。それはごく簡略に述べるとカリフ・マームーンが農民暴動を鎮圧したあと、デルタ地帯を視察したさいに、ある村でコプト人の老女村長がカリフの一行を呼び止め、自宅で欲待した。そこでカリフはその謝礼として多くの私領地を譲渡し (aqta'a)、しかもそのうちの二〇〇フェツダンを地租の免税地にしたというのである (Hiat 18)。またキンディーによると、ヒジュラ暦二四七年にカリフ・ムンタシル (在位八六一—八六二年) は、アリ一派 (シーア派) の者に私領地 (darya) を委ねることを禁じている (Kindi 20)。この禁令は、裏をかえせば私領地の譲渡が理由はともかくかなりの人々に対して行なわれたことを意味している。

すべての私領地がこのような政治的譲渡によったのかどうかは不明であるが、ヒジュラ暦三世紀 (九世紀) の税務簿によると、私領地は全国的な規模で広がっており、そのうえ税務行政のうえでも、一般の農民が保有する土地、すなわちハラージュ地と、私領地との区別が生まれている。たとえば各村落地積調査報告書の断片である APFL n. 269 (三〇九世紀) では

.....
 [] yub 村
 328²/_s faddan
 うち harāḡ 地 (al-ard al-harāḡiya) 230¹/_s faddan
 うち 播種地
 220²/_s + 1¹/_s faddan
 菜園 [] 1¹/_s faddan

となっていて、この村がハラージュ地と非ハラージュ地、すなわち dīya 地とに分かれていたことを示している。同様の区別は前述のファイユーム県の地租受領台帳 APFL n. 234 (二七〇年度) でも認めるところである。また al-Uṣṣunayn 県 al-Kufur, Qus, Maysara の三ヶ村の租税計算台帳である PBR Inv. Ar. Pap. 5999 によれば、地租の計算方法として、農民たち (muzari'un) の保有するハラージュ地と、契約 (uqud) による私領地とを各村とも明確に区別したうえで集計が行なわれている。^⑩

また、これらは一村のなかにハラージュ地と私領地が存在する例であるが、APFL n. 314 (三〇九世紀) の文書中の《al-qura al-harāḡiyat》(ハラージュ諸村) という表現にみられるように、ハラージュ地ばかりで占められている村もある一方、私領地ばかりで占められている村もあった。

県もしくは州の官庁 *diwan* に提出された *al-Uṣṣunayn* 県の諸村家畜頭数調査報告書 APFL n. 261 (三ノ九世紀) はこの点について興味深い資料を提供している。すなわち、家畜はハラジ^ニ地 (*harāḡiya*) に属する土地にいるものと、私領地に属す土地にいるものとに大きく分けられ、しかも両者それぞれに所属する村名が記されている。それを見ると、同じ村の名がハラジ^ニ地と私領地の両者に出ることはないの、これらの村は恐らくハラジ^ニ地か私領地かのいずれかに属していたと考えられる。^③

このようなエジプト全土における私領地の拡大と、税務行政上でのハラジ^ニ地と私領地との区分の存在は、実はエジプトに限ったことではなく、当時のマッバース朝帝国全体に起こっていた現象であって、したがってこれは、マッバース朝国家の税制史の観点からも究めねばならない問題なのであるが、この点についてはのちの機会に検討することにした。いずれにせよこうした段階では、ファイ理論にもとづくアッバース朝の国家的土地所有の理論が、土地制度のうえで何らの有効性も持たなかったことは言うまでもない。

次に私領地の第三の、しかもきわめて重要な特徴は、学界で通常いわれていることと異なって、国家に納める私領地の地租はハラジ^ニとして、地主ではなく直接耕作者である小作人 *muzari* が支払うという事実である。通説では私領地 *ḡayḡ* はハラジ^ニ地に対立する土地としての十分の一税地に属し、したがってその所有者は十分の一税 *ḡayḡ* を国家に納めればよい。私領地の農耕そのものは、農民に小作させるが、小作人が所有者に折半の地代を納める場合には、十分の一税はこの地代の五分の一に当たる、と以上のようにいわれている。^④ところがパピルス文書を見ると事情はまったく異なる。APFL n. 184; APRL n. III/9, III/11; APFL n. 182 などからも地租受領証^{ḡayḡ} 前三者はとくに総督の私有地に属す村の農民が支払った地租 *harāḡ* の受領証である。すなわち APFL n. 184 は

ʿIsa b. Ahmad ḡayḡ 総督の私領地^{ḡayḡ} の SL ḡayḡ 村の *harāḡ* の *ḡayḡ* 彼にかか^{ḡayḡ} $1/2 + 1/3 + 1/6$ 重量 *dīnār* を二四九年度の税として ḡayḡ Abū l-Faḍl ʿUbayd Allāh b. al-Maʿalla の徴税官で信徒の長 *ḡayḡ* *ḡayḡ* Muḥammad b. ʿIsa の代官の前で、貨幣取扱吏 ḡayḡ *ḡayḡ* Muḥammad となつてゐる。同様の APRL n. III/9 ḡayḡ Muḥammad

b. Rifa とする者が、総督の私領地に属する村で耕して
いる土地の *harāğ* 99 $\frac{1}{2}$ + $\frac{1}{4}$ dinar を支払っており、
III/11 に於て Kafir とする者が同じく *Isāda* 村に Maquūl
村の *harāğ* のうち 1 $\frac{1}{2}$ + $\frac{1}{4}$ dinar を支払っている。年
代はヒジュラ暦二五〇年度である。また APEL n. 182 で
は、Abu Muhammad なる者の私領地 (S[]ah 村を耕
して居る二人のノブト人 Meikos と Markos が、地租と
して $\frac{1}{2}$ + $\frac{1}{4}$ + $\frac{1}{4}$ dinar を支払っている。受領日付は二
四一年 mesori 月二六日 (八五五年八月一九日) である。

私領地の地租は地主が支払うのではなく、小作人が支払う
ことは、私領地の管理人や代理耕作者から地主に送られた
私書簡によっても確かめることができる。まずある私領地
の管理人より地主への報告書 APEL n. 289 (三〇九世紀)
では、文中に Saraf と 'Antar b. Ibrahim al-Dagisi の所
有になる私領地のうち、EPIP Deesi とするノブト人が、
自己にかかる *harāğ* を貨幣取扱吏の Hen に支払ったこと
をクーンフ出身の Ahmad b. al-Husayn が証言した旨書
がされている。またある私領地の代理耕作者から地主にあて
られた私書簡 APEL n. 292 (三〇九世紀) によると、代理

人はみずからの采配で耕作し、地租 *harāğ* を支払ったう
えに、さらに借地料としての地主の取り分 (現物) を地主
の館に送らねばならなかったことが明記されている。この
ような小作人の立場は非常に苦しかったものと見え、代理
耕作をし、現金の地租を支払い、現物の地代を地主に納め
たあと、一体どれほどの自己の取り分が残るであろうかと
訴え、小作地として二フエッダーンのみを委されるのであ
れば、引き受けにくいので、この土地の売却の決心をして
欲しいと地主に懇願している。

やはり一農夫から地主にあてられた私書簡 APEL n.
293 (四〇十世紀) では、その農夫が、地主のある土地二フ
エッダーンをこれまでここを耕していた Wasif という者
に代わって小麦を播種したが、Wasif がその地租の三ディ
ーナルを支払うことができないと書記に訴えたので、も
しよければ、この土地を Wasif からその農夫の名義に、
遅くとも收穫期までに移換して欲しいと懇請している。名
義の移換とは当該地方の税務局における登録 (*sigill*) を意
味し、これまでは Wasif の名義になっていた (*rawqi*) が、
これが新たな小作人の名義に登録替えされるわけである。

ここで思い起こされるのは、アッバース朝時代における一連の *Kharaj* 型借地契約文書のうち、貸借関係が私的な地主と小作人とのあいだで結ばれている契約文書である。私領地の一部を借地契約している文書 APW n. 4 はその典型的なものであるが、これらの契約文書では、貸借される土地の地租は借地人にかかり、借地人はこれをしかるべき分割支払期ごとに税務局に支払わねばならないことが明記されていた。また地租受領証のなかに、「某は彼の義務となっている地租 (*daraj*)、すなわち某々に代わって耕した「土地」の地租〇〇ディーナールを支払った」という書式を持つ一連の受領証があるが、これは代理耕作者が委託者の所有地を借地し、その結果借地人の賦課となった地租を納めたことを示している。しかもそれらの代理耕作者にはコプト人もしくは改宗コプト人とみなされる者が多く、一方委託者にはアラブ人が多い点からすると、これらの土地は、委託者の私領地の一部を形成していたものとみなされるのである^④。

こうした二つの特徴を持つこれら私領地は、売買 (cf. APPEL n. 234, n. 292)・相続 (cf. APW n. 4)・共有 (cf. APPEL

n. 289; APW n. 4) が可能であったという点で、完全に私有権が成立しており、したがって私領地は私有財産を意味する *milik* と呼ばれることもあった。そのような例として地租受領証 APPEL n. 192 (三二二年度) では《Abu l-Yunm の私有地 *milik*》に属する小村を耕す *Apa Mire* と *Siniya* の二人のコプト人が当該の地租を支払っている。なおギリシア語の私領地 *ousia* の流れをくむ *awsiya* もパピルス文書に散見されるが、これも制度的には *diya* の範疇に属する土地である。

結 語

以上、アラブ征服期から、アッバース朝に至るエジプトの土地制度を検討してきたが、次のように総括することができるであろう。まずアラブ征服期からウマイヤ朝中期までは、アラブ帝国における統治方針として、アラブ軍に農村地帯における居住や農地の所有を認めず、主要な軍事都市に居住させ、土地は前代に引き続き、原住民が保有するままにした。したがって土地の大部分は、村落共同体を基盤に置くコプト農民の保有地からなり、その農民の身分は

自作農であった。これ以外には教会領や修道院領、それにコプト人やローマ人の有力者が所有するわずかの私領地が存在していた。

ところがヒジュラ暦二世紀に入ると、原住民の保有地をムスリム全体のための不可分の土地として、法的に固定化しようとしたウマル二世の努力にもかかわらず、従来の統治方針は放棄のやむなきに至り、アラブ人の農村地帯への定住化が始まった。農村地帯に入植したアラブは、概して購買などの手段によってかなりの土地を所有するようになり、地方の有力地主として土着化して行き、コプト農民のうちには、このようなアラブ地主の分益小作人 *muṣṣarri* となつて、その保護下に入る者もあつた。こうした間に、本論ではあまり触れなかったが、ウマイヤ朝末期からアッバース朝にかけて、コプト農民の大規模な抗租運動が下エジプトに起こり、ときにはアラブの地主層までもがこれに参加した。この抗租運動は百年以上にわたつて断続的に発生したが、これはアラブの農村地帯への定住化と相俟つて、従来のコプト人村落共同体の再編を促すことになつた。

このようなエジプトの農村社会の変容をさらに徹底したのは、新たな貴族層ともいべきアラブ人やトルコ人の高級官僚や土着の富裕階級による広大な私領地 *ḥiṣṣa* の所有であつて、ほぼヒジュラ暦三世初頭ごろより急激に進行的に始めた現象である。この私領地の地主たちは、これまでのアラブ地主と異なり、当初は自己の土地との結びつきの希薄な不在地主であつたが、その所有権が相続などによって子孫に引き継がれるにつれ、直接自己の私領地に住まなくなるとも、近隣の都市などに住んで、次第に土着性を強めていった。実は、このころよりエジプトにおいて納税請負制 *qadāla* が行なわれるようになるが、豪族化した私領地の有力地主たちは、納税請負人 (*mutaqabbil*) として徴税権をも掌握するようになり、自己の勢力範囲にある地方の支配権を強化するのである (cf. APFEL n. 289)。なお私領地となつた村や土地の農民たちは、たとえ小作農であるにしても、自己の占有地の地租をみずから政府に納めるということで、身分的にはまだ自由な存在であつた。アイユブ朝以後、イクター制が成立すると、小作人たちはイクター保有者の農奴 *qimn* に転落してしまうが (Hibat I, 85)、

- Tuḡib 族——Tumayy, Basīa, Wasīm
 Lahm 族——al-Fayyūm, Turabīya, Qurbayt
 Ḡuḡam 族——Turabīya, Qurbayt
 Ḥāḡramawt 族——Baba, 'Ayn Šams, Atrib
 Murād 族——Manf, al-Fayyūm
 Ḥimyar 族——Būšīr, Ahnās の村々。
 Ḥawān 族——Ahnās の村々, al-Bahnāsā, al-Qays.
 Wa'Ja 家——Būšīr の Saft
 Abraha 家——Manf
 Ḡīfār 族・Aslam 族
 Ḡuḡam 系 Wā'il 族・Sa'd 族 }——Basīa, Qurbayt, Turabīya
 Yasār b. Dīnna 族——Atrib
 al-Ma'āfir 族——Atrib, Saba, Manūf
 Tuḡib 族・Murād 族の一部——al-Yaḡdūn
 Ḡīfār 族・Layt 族——Atrib でも通じず
 Mudūḡ 族——Ḥiribā
 Ḥuṣayn 族と Lahm および Ḡuḡam 族の一部——Šan, Iḥil,
 Turabīya——ただし長続きせず
 ⑨ Ibn Sa'd VII, 512; Dahabi V, 30, 98; Suyūṭī I, 122.
 ⑩ Dahabi V, 231; Suyūṭī I, 120.
 ⑪ Ibn Sa'd VII, 515; Dahabi VI, 163, 175-77; Suyūṭī I, 134.
 ⑫ Ibn Sa'd VII, 518; Taḡribirdī II, 155; Suyūṭī I, 135.
 ⑬ Ḥabīb b. Ḥanẓala = Ḥabīb b. Šarīk b. 'Abd al-Rahmān
 al-Murādi → Ibn Wahb の宗譜に 'Šarīk b. Sumayy al-Qulayfi
 なる者が俸給の少額を理由に、総督の許可なくこの禁令を犯して農
 耕を行なったために、総督のもとに召喚され、ついでカリフ・ウマル
 のもとに赴き、その罪を認めた、とこの話を伝えている (Ḥakam

- 162; cf. *Ḥiṭat* II, 259-260).
 ⑭ とくたサマーンへの拡大に努めたといわれるムアウィヤ一世で
 も、その対象地域はサマーンのほかにシリア・シヤズィーラ・イヘー
 メンブまでたどる (Yaqūbi II, 278)。前掲嶋田論文六三頁参照。
 ⑮ このことがあつたのは、その土地は以後 Munyat al-Aspaḡ とも呼ば
 れるようになった。場所はカイロの北郊に類する。
 ⑯ 拙稿「フアラブ征服期……」六六一-六七頁参照。
 ⑰ 前掲拙稿七八-八三頁。
 ⑱ Indiction とは、十五年を周期として繰り返される税年度の「ムバ
 ヲ」チンへの遺制である。当時 Indiction の始期は、すなわち H. I.
 Bell (P. Lond. p. 104, note 13) に「ムバ」L. Casson (Tax-
 Collection Problems in Early Arab Egypt, p. 277, note 10) に
 「ムバ」は「ムバ」の種々の文書に記載をなす日付から、
 pachon 月 (ロプト 曆第九月) 六日 (シネトリマ 曆五月一日) であ
 ることは間違いない。cf. P. Lond. n° 1386, 1387, 1362, 1413, 1434,
 1435; PGAA n° 20, 21.
 ⑲ Bell 氏の第三 Indiction 年を、10年ご置きするものが、これは
 誤りである。Dennett が正しく指摘したように (10回)「ムバ」の帳
 簿の現金税総額 3677/2 solidus を、P. Lond. n° 1412 の四十八行に
 記せしめる第三 Indiction 年の国庫納付額 3677/2 solidus を一
 致するムバの、この第三 Indiction 年を、10年より一周期前の
 1055年とする。
 ⑳ cf. P. Lond. p. 225, note 1285.
 ㉑ PSR n° 11 は村長の Mina (Menas) が、権利なく不当に何デ
 ーナルルカを取り立てたという訴えが村民からあったので、この訴え
 が真実で証拠があるならば、その両者を召喚して、村民の権利を回復
 させ、人民を庄制するな、というもの。日付はヒシュラ 曆九一年の

- l-qa-da 月(七〇年九月)。PAF n° 2 は農民の Dawud(David) という者から、村長が権利なく不当に彼の家財その他を差押さえたという訴えがあったので、この書簡が着き次第兩者を召喚して、訴えが真実であるならば、Dawud の権利を回復させ、人民を臣制せず、そのような村長は農民の家々から厳しく追いつせと云ふ。日付はムハンマド九年 ramadan 月(七〇八年七月/八月)。これらの命令書の書式はほとんど同じで、それはこうした訴願がよくあり、その処理法も慣例化していたことを意味する。また村長以外の村民、おそらくは村の有力者による不当行為の訴願を扱った命令書もある (Abel, n° 154, 156; PAF n° 1)。
- ⑳ アラブ戦士ムカーティラが「ムハージルーン」とも呼ばれたことについては、前掲嶋田論文五九頁参照。
- ㉑ 住民にかかる租税はまた「カリフ Amir al-Murminin の権利である」という表現もされている (PSR n° 1; P. Lond, n° 1349, 1380)。
- ㉒ アレクサンドリアの和約 (John 193-94, CXX, 17-22) の一条件であった教会不可侵は、総督アムルの在任中忠実に守られ、教会の財産からは何も取られなかったが (John 200, CXX, 3)、その後かなり早くから課税対象となっていた。
- ㉓ ウマイヤ朝における税制の展開については拙稿「初期イスラーム時代エジプト税制史研究」(未刊行)の第三章「ウマイヤ朝期における税制について」に詳しく論じたので、本稿ではあまり触れないことにする。
- ㉔ cf. Sawirus, PO, V, 52; PGAA p. 3-5, P. Lond, p. xxxvii.
- ㉕ 人頭税は各人に一定額が課せられるのでなく、貧富によって差があり、その差は一定の比率、すなわち人頭率で表わされる。そして実際の人頭税の金額は、しかるべき額にその人頭率を乗じて決められる。人頭率の決定は各地方で異なっているようである。第IV表参照。
- ㉖ ウマル二世の改革については前掲拙稿「初期イスラーム時代エジプト税制史研究」第三章七節税制の展開②、前掲嶋田論文第三章二節ウマル二世の改革とその結果、嶋田襄平「ウマル二世の租税政策とその遺跡」中央大学文学部紀要第五五号(昭和四四年三月)参照。
- ㉗ Sawirus, PO, V, 72-73; Kindi 70; Ya'qubi II, 372; Ibn 'Abd al-Rabbih (ed. A. Amin, etc): al-'Iqd al-farid, 7 vols. (al-Qahira, 1940-53), IV, 441-42. 前掲嶋田「ムハンマド二世の租税政策」一〇五頁。
- ㉘ 嶋田氏は研究対象をウマイヤ朝に限定されているためか、国家的土地所有の理論の完成をアッバース朝初期とされるながらも、その具体的な時期を明示されていないが、これは実際の税務行政のうえで、すでに初代カリフのアブル＝アッバース(在位七五〇—七五四年)のときに確立したものと思われる。セムススの教会史によると、アブル＝アッバースはイスラームに改宗して、礼拝の勤めを行なう者すべてに人頭税 *gizya* を免除するようにという勅令を帝国全土に出したので、租税の重荷から、多くの富者や貧者がキリスト教を否定して、カリフに従った、と伝えられている。このような命令を出したのは彼が初めてではないが、イスラーム教徒になった農民乃至は地主はこれまで通り土地税を支払うが、人頭税は免除されるという徴税理念が、納税者側においても徹底したのはこのときで、ここに国家的土地所有の觀念も確立し、のち法理論家たちによってこれがイスラーム法として合法化されるのである (Sawirus, PO, V, 189)。
- ㉙ イブン＝アブドウル＝ハカムは三〇〇〇人でなく、五〇〇〇人であるという。セムススによると、入植のほぼ十年後(ら)について、Bil-bays から al-Qizim までのアラブ族は三万人にのぼると伝えられている (Sawirus, PO, V, 101)。
- ㉚ このカイス族はエジプトの diwan に登録されることによって、引き続き *thar* と *hizq* を受けたはずであるが、先住のアラブ人とのあいだに差別待遇があったらしく、フスタートのアラブ当局と対立する

ことが多く、アッバース家の挙兵にならなくても、いち早く黒旗を翻しウマイヤ家に叛いてゐる (Kindi 95)。

- ③ Anshā へのアラブの入植については、ヒジラ暦二四九年の年号 606 の al-Uṣmūnayn 地方の灌漑用特別賦課簿 断片 APeL n. 237 を参考になる。これには Anshā 出身の多くのアラブ人名が記載されている。第Ⅷ表参照。

- ④ コプト人とアラブ名の地租納税者もしくは地主が入り混じって列記されている税務帳簿は多い。コプト人とアラブ名の比率は文書によつてまちまちで、ごくわずかのアラブ名に対し、大半がコプト人が占められている場合やその逆の場合、あるいはあい半ばしている場合などがある。文書記載上の特徴としてはアラブ名では「某々の子」という意味で、bin が付されているのに、コプト名では bin を付さないことが多い。これはギリシア語文書の名残りである。なお地租数もしくは税額の僅少さから、直接耕作者に関する帳簿と考えられる文書では、コプト人のみで占められているか、あるいはわずかのアラブ名が混つてくる場合が圧倒的に多い。cf. APeL n. 215-220, 222-232, 246; APW n. 27. ただし最後のものは、時代が下って十世紀ごろに当たり、列記されているアラブ名の大半は改宗コプト人とみなされるが、断言はできない。

- ⑤ cf. A. Grohmann: From the world of Arabic Papyri, (Cairo, 1952), pp. 132-34.

- ⑥ 拙稿「アッバース朝時代エジプトにおける土地の貸借契約について」『東洋史研究』二三卷二号、一四九—五〇頁。

- ⑦ 前掲拙稿参照。

- ⑧ al-Rabi' の支払額は自己のためのものと三人のコプト人に代わつて支払った額の全額で $32\frac{1}{4}$ dinar となり、 $2\frac{1}{4}$ dinar の未払額が残つてゐるように見えるが、そうではなく、これは単なる貨幣上の問題

で、額面では 35 dinar 支払っていても、不良貨幣があったりするので、実質額に換算され、それが $32\frac{1}{4}$ dinar となるのである。

- ⑨ Mitteilungen aus der Sammlung der Papyrus Erzherzog Rainer, I, (Wien, 1886/87), p. 108.

- ⑩ cf. APeL n. 144, 182, 289; AEPH n. 1, 5, 6, 8; APW n. 4 これらのほか、所有者の不明な私領地に触れている文書はごくわずかである。

- ⑪ cf. C. Leyrer: Studien zum Rechnungswesen der arabischen Steuerämter, Archiv Orientální, XII/1-2 (1941), 別表Ⅷ。

- ⑫ この調査結果の部分のみを表にして示すと次のようになる。なお表中の数字については文書の判読が困難なため、多少の異同があるかもしれない。

al-Uṣmūnayn 県諸村家畜頭数調査報告書断片

類別：村名	羊頭数	仔羊頭数	剩余頭数
harāğ 地所屬	5,675	768	
Mansafi	3,008	650	
大 Rasimūh	200	26	
[Balsūra]	1,400	175	
近隣 ḡiyā' 地所屬	[], 140	2,467	18
Manhari	1,201	123	?
Abyūha	530	4[]	1[]
Halmūh	351	41	?
Abū Panis	2,685	320	?
Pesla	1,569	?	?
T[]	?	?	?
[]	?	?	?
総計	23,788	3,336	18

㉔ C. Cahen : L'évolution de l'iqṭā', p. 27; Encyclopaedia of Islam, new ed. Vol. II, art. "day'a." by C. Cahen.

㉕ 前掲雑誌「ムハンマド朝時代……土地の租借契約について」三〇—三一頁。

㉖ 代理耕作者による地租受領証

文書番号	代理耕作者名	地主名	年度
APEL n° 186	Fib	(我々) Muḥammad b. Sulaymān の相続人たち	269
APEL n° 188	不 明		278
APEL n° 189	Yōhannes b. Aḥanās Sīlāḥu b. Yōhannes	Marwān b. Aḥmad	287
APEL n° 190	[] b. 'Umar b. Muḥāḡir	'Abd al-Raḥmān b. Ḥayātīl	293
APRL n° III/1	Muḥammad b. Abi l-Aṣḥal	al-Lahūn b. 'Abd Allāh	295
APRL n° III/2	同 上	同 上	295
APEL n° 193	Aḥmad b. Ḥawāya Amāya	Yazdād b. Aḥmad	311

㉗ 納税請負制については拙稿「ムハンマド朝時代ヒムンマナにおける税の請負制度について」『西南アジア研究』二二号参照。

(京都大学文学部講師・)

納 税 者 名	地 所 名	土地税 sol.	穀物租 art.	土地税 sol.	人頭税 sol.	計 sol.	穀物租 art.
Mēnas Apollōs	Belekau			$\frac{1}{2}$	3	$3\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
Kaumas Antheria	Sarseltōh			$2\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{2}$	5	3
Psoios Andreas	Pkathakē Pkarou	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{2}$	$2\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
Horsenuphios Hermaōs	Ammōniu Pankul 他 Piah Alau	$8\frac{1}{2}$ $1\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$	10 $1\frac{1}{2}$ 1	$10\frac{1}{2}$	4	$14\frac{1}{2}$	$12\frac{1}{2}$
Abraham Theodosios	Piah Boōn Piah Kam Hagiu Biktōr	$\frac{1}{2}$ 1 1	$\frac{1}{2}$ $1\frac{1}{2}$ 1	$2\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$	7	3
Bethanias Pkaloos	Pkarou			$\frac{1}{3}$	0	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
Taam, Johannes Th[]liiaie & Eudoxia	Pkarou & Belekau			$2\frac{1}{3}$	0	$2\frac{1}{3}$	$2\frac{1}{3}$
Biktōr Gerontios	Samachēre & Tagapē			$\frac{2}{3}$	0	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$
Georgios Taam	Tsament			$1\frac{1}{3}$	2	$3\frac{1}{3}$	$1\frac{1}{2}$
Johannes Abraham	Abba Enōch			1	3	4	0
Zacharias Senuthios	Kōmētu			3	$\frac{1}{2}$	$3\frac{1}{2}$	0
Horuonchios Onnophrios	Tagapē & Samachēre Samachēre, Biktōr の代 Taprama, Klaudios の代 Hagias Marias Tapubis, Theodosios の代 Piah David Bēsnatēt H. Mari., Leontios の代 ibid., Andreas 司祭の代 Hyiu Pson	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{2}$ 1 $\frac{1}{3}$ $2\frac{1}{2}$ $1\frac{1}{2}$ 2 $2\frac{1}{3}$ $2\frac{1}{3}$ $\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$ $\frac{1}{2}$ 1 $2\frac{2}{3}$ $2\frac{1}{2}$ 1 2 $1\frac{2}{3}$ $2\frac{2}{3}$ $\frac{5}{6}$	$14\frac{2}{3}$	4	$18\frac{2}{3}$	$14\frac{1}{3}$

納税者名	地所名	土地税 sol.	穀物租 art.	土地税 sol.	人頭税 sol.	計 sol.	穀物租 art.
Enōch Phoibammōn 司祭	Abba Enōch			$2\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	3	$2\frac{1}{3}$
司祭 Herakleios の子供たち	Sarseltōh			2	3	5	3
Theodōros Athanasios	Tleuci			$1\frac{1}{2}$	1	$2\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{2}$
Kolluthos Dioskoros 司祭	Trapetei	$\frac{1}{2}$	0	$2\frac{1}{2}$	0	$2\frac{1}{2}$	3
	Hyiu Charis	2	3				
Theodōros Taam	Keratas			2	1	3	$2\frac{1}{3}$
Kauro Phoibammōn	Abba Enōch			$\frac{1}{2}$	0	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$
Kyrrilos [Ezekiel] の妻	Zminos			$\frac{1}{2}$	0	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
Apollōs Kolluthos 司祭	Hagiu Pinutiōnos			$2\frac{1}{3}$	0	$2\frac{1}{3}$	$2\frac{1}{2}$
Musaios Phoibammōn 司祭	Pool	$1\frac{2}{3}$	$1\frac{2}{3}$				
	Sanlente	$1\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{2}$	4	0	4	4
	Abilu	$\frac{5}{6}$	$\frac{5}{6}$				
Makarios Apa Tēr とその兄弟	Hagiu Phoibammōnos			2	2	4	3
Makarios Tsekruj の妻	Tsekruj			1	0	1	1
Musaios Gerontios	Tagapē & Samachēre			$\frac{2}{3}$	0	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$
Senuthios Theodosios	ibid.			$\frac{2}{3}$	0	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$
Romanos Petros	Samachēre			3	2	5	6
Pekysios Hermaōs & Johannes	Patanube	4	4				
	[], Theodosios の代	1	1	6	$2\frac{1}{2}$	$8\frac{1}{2}$	6
	Pate	1	1				
Pwōnesh Ġamul とその子	Phib Pham	1	$\frac{1}{2}$				
	Keratas	3	?				
	Phib Pham, Andreas の代	1	?	$5\frac{5}{6}$	4	$9\frac{5}{6}$	$8\frac{1}{2}$
	Hagiu Enōch	$\frac{1}{3}$?				
	Hyiu Pson	$\frac{1}{2}$	1				
Pkore Pakos	Sesil			5	$2\frac{1}{2}$	$7\frac{1}{2}$	7

納税者名	地所名	土地税 sol.	穀物租 art.	土地税 sol.	人頭税 sol.	計 sol.	穀物租 art.
Joseph 司祭	[Hagiu Pinutiōnos]			1	0	1	2
Pachymis Chryse	Kalamotre			3	2	5	3
Severos Pacho	Belekau			$1\frac{1}{3}$	1	$2\frac{1}{3}$	$1\frac{1}{2}$
Psuke Tsōne Kui	Tchoiras			2	2	4	0
Psepnuthios Elias	Abba Enōch			1	2	3	0
Tsenuthis Leontios	Trapetei			$\frac{1}{2}$	0	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
Elias & Maria Ezeikiēl	Lachanias			2	0	2	$2\frac{1}{2}$
Phoibammōn Biktōr & Jakob 司祭	Abba Taurinu			$3\frac{5}{6}$	0	$3\frac{5}{6}$	$4\frac{2}{3}$
Aarōn Symeōn	ibid.			2	0	2	2
Senuthios Dianos	ibid.			$1\frac{1}{3}$	0	$1\frac{1}{3}$	$1\frac{1}{3}$
Patrikia Phoibammōn	Hagiu Pinutiōnos			1	0	1	1
Mēnas Pekysios	Kalamotre & Hyiu Pson			$1\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$	6	?
Senuthios 学者	Tsan Kui			2	0	2	?
Psacho Patermuthios	Prōmou	$\frac{1}{3}$	1				
	Seriōnos	$\frac{4}{4}$	4	7	0	7	7
	Papo Ġamul	$1\frac{2}{3}$	2				
Plakydos 息子たち	Thoole			4	4	8	?
Psacho Marsabau	Phene			1	$1\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{2}$?
Pesate Horuonchios とその兄弟	Sasnoeit			$2\frac{1}{3}$	1	$3\frac{1}{3}$	3
Pasēm の妻	Piah Kam			$1\frac{1}{2}$	0	$1\frac{1}{2}$	2
Psēre Theodosios	Neei. Se	$\frac{5}{6}$	$\frac{1}{3}$	$1\frac{5}{6}$	$2\frac{1}{3}$	$4\frac{1}{6}$	$1\frac{1}{3}$
	Ertadōre	1	0				
Tekrompias, Barous の妻	Hagiu Phoibammōnos			1	0	1	1
Phoibammōn Kolluthos	Pharapane			2	2	4	0
Musaios Mias	Ertadōre			1	$1\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{2}$	0
David Pesente	Pool			3	2	5	0

納税者名	地所名	土地税 sol.	穀物租 art.	土地税 sol.	人頭税 sol.	維持費 sol.	計 sol.	穀物租 art.
Apollōs Zēnobios	Neu Ktēmatos Abaktu	1 1	0 1	2	0	1/3	2 1/3	1
Apo Kyros Samuēl	Psusire Pkelēch Abba Jakob Mylōnarchu Plein Neu Ktēmatos Pauōs Psyru	2 2/3 1 2/3 3/6 1 1/2 ? 1 ?	3 0 1 7/12 5 1/2 0 4 1/2	12 2/3	0	2	14 2/3	14 3/4
Pebō Herakleios	Pagathon Pasodōru ibid., Georgios の代	1 2/3 1 2/3 0	0 0 9 1/2	3 1/3	1	2 2/3	7	9 1/2
{ } Panube	Talita			3 1/3	0	0	3 1/3	4 []
{ } Psennōr	Psennōr			1	0	0	1	0
{ }	{ } Neu Ktēmatos	2 1	? ?	3	0	0	3	?
{ }	{ } Kakui { } Pakis { } Žygu	? 1 ? 1 1/2 ? 2	7 1 ? 1 3/4 ? 2	10 1/2	0	?	[10 1/2 以上]	[11 3/4 以上]
Andreas []	Sineloole Bēs Sēm	1 2	1 4 0	3	0	0	3	5
Biktōr Ptēors	Saumou Tsuu	2 1/3 2/3	3 1/3	5 1/2	1	1 2/3	8 1/6	3 1/3

初期イスラーム時代のエジプトにおける土地所有について (森本)

納 税 者 名	地 所 名	土地税 sol.	穀物租 art.	土地税 sol.	人頭税 sol.	維持費 sol.	計 sol.	穀物租 art.
	Pso[]rus Noëliu	1 1 ¹ / ₂	0 0					
Pekysios Isaak	Samakullei			3	0	0	3	?
Panychate の妻	Hierakinos			2 ² / ₃	0	0	2 ² / ₃	?
Paulos Dukai の妻	Phanuthe			1 ¹ / ₂	0	0	1 ¹ / ₂	?
Johannes Hermaōs	Noëliu			2	1	0	3	?
Enōch Phib の妻と他	Pham			3	0	0	3	3
Epiphanius Patermuthios	Kerebin Amma Theklas	1 1	1 ¹ / ₂ 1 ¹ / ₂	2	1	2	5	3
Maria []	Sasu			1 ¹ / ₂	0	0	1 ¹ / ₂	?
[]b	Puamhmu			4	1	1	6	?
[]	Sasu			1 ¹ / ₂	0	0	1 ¹ / ₂	?
[] Johannes	Patkaleele			1	0	0	1	?
[]	[] Neu Ktēmatos	1 ¹ / ₂ 1 ¹ / ₂	1 1	1	1	2	4	2

第Ⅲ表 704年度712年度第5区現金税割当額対照 (P. Lond. 1420 & 1424)

納 税 者 名	地 所 名	土地税 sol.	土地税 sol.	人頭税 sol.	計 sol.	穀物租 art.
Kaumas Antheria → 彼の妻	Sarseltōh		2 ¹ / ₂ 3	2 ¹ / ₂ [0]	5 [3]	3 ?
Psoios Andreas	Pkathakē Pkarou	1 1 ¹ / ₆	1 1 ¹ / ₆	1 ¹ / ₂ 0	2 ² / ₃ 1 ¹ / ₆	1 ¹ / ₃ 2 ¹ / ₃
Horsenuphios Hermaōs → Quersenuphios Antōnios	Ammōniū Pankul	8 ¹ / ₂ 1 ¹ / ₂	8 1	10 ¹ / ₂ 9	4 2	14 ¹ / ₂ 11 12 ¹ / ₂ 18

納税者名	地所名	土地税 sol.	土地税 sol.	人頭税 sol.	計 sol.	穀物税 art.
Abraham Theodosios → Theodosios Abraham とその兄弟	Piah Alau	$\frac{1}{2}$ —				
	Piah Boón	$\frac{1}{2}$ 1				
	Piah Kam	1 $\frac{1}{2}$	$2\frac{1}{2}$ $2\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$ 4	7 $6\frac{1}{2}$	3 5
	Hagiu Biktör	1 1				
Biktör Gerontios Kyrillos Ezekël の妻	Samachère & Tagapè		$\frac{2}{3}$ $\frac{2}{3}$	0 1	$\frac{2}{3}$ $1\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$?
	Zminos		$\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$	0 [0]	$\frac{1}{2}$ [$\frac{1}{2}$]	$\frac{1}{2}$?
Musaios Phoibammôn 司祭	Pool	$\frac{1\frac{2}{3}}$ —				
	Sanlente	$\frac{1\frac{1}{2}}$ —	4	0	4	4
	Abilu Hagiu Pinutiönos	$\frac{5}{6}$ —		$1\frac{1}{2}$	0	$1\frac{1}{2}$
Makarios Apa Tër とその兄弟 Makarios Tsekruj の妻	Hagiu Phoibammônos		2 2	2 1	4 3	4 ?
	Tsekruj		1 $\frac{2}{3}$	0 0	1 $\frac{2}{3}$	1 ?
Romanos Petros	Samachère		3 2	2 0	5 2	6 ?
Pekysios Hermaös & Johannes	Patanube	4 4				
	[], Theodosios の代	1 —	6 6	$2\frac{1}{2}$ 3	$8\frac{1}{2}$ 9	6 12
	Pate	1 2				
Pwönesh Gamul と子供たち	Phib Pham	1 1				
	Keratas	3 3				
	Phib Pham, Andreas の代	1 1	$5\frac{5}{6}$ $6\frac{1}{3}$	4 4	$9\frac{5}{6}$ $10\frac{1}{3}$	$8\frac{1}{2}$ $12\frac{2}{3}$
	Hagiu Enöch Hyiu Pson	$\frac{1}{3}$ $\frac{1}{3}$ $\frac{1}{2}$ 1				
司祭 Joseph → 彼の妻 Staphoria	Hagiu Pinutiönos		1 1	0 [0]	1 [1]	2 ?
Pesate Horuonchios とその兄弟 → Basileios Horuonchios	Sasnoeit		$2\frac{1}{3}$ 2	1 ?	$3\frac{1}{3}$?	3 ?

(註) 各項左側数字が704年度, 右側数字が712年度の額である。

第IV表 第1 indiction 年度第2区稅務簿 (P. Lond. 1427)

732/33年=114/15日年

(88) 98

A. 納稅者名	人数	人頭率	人頭稅 sol.	地積 aro.	土地稅 sol.	維持費 sol.	計 sol.	控除額 sol.	納稅額 sol.	穀物租 art.
[]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
[]	1	1	3	8	2	0	5	$\frac{1}{3}$	$4\frac{2}{3}$	9
Hermaōs Pkui	1	1	3	28	$7\frac{1}{2}$	0	$10\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	10	15
[]	1	1	3	20	6	0	9	$\frac{1}{2}$	$8\frac{1}{2}$	0
Musaiois Epiphaniois	—	—	0	2	$\frac{1}{2}$	0	$\frac{1}{2}$	0	$\frac{1}{2}$	1
合計	9	$8\frac{1}{3}$	25	133	$34\frac{1}{3}$	0	$59\frac{1}{3}$	$3\frac{1}{6}$	$56\frac{1}{6}$	60

B. 納稅者名	人数	人頭率	人頭稅 sol.	地積 aro.	土地稅 sol.	維持費 sol.	計 sol.	控除額 sol.	納稅額 sol.	穀物租 art.
[]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Theodosios Philotheos	—	—	0	16	4	0	4	0	4	4
Isak Tanna & Tirène	—	—	0	4	1	0	1	0	1	2
Psoios & Taurinos	—	—	0	4	1	0	1	0	1	2
Kyriakos Petros	1	1	3	8	2	0	5	$\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$	2
Senuthios & Theodōros	—	—	0	4	1	0	1	0	1	0
Apa Tēr & Onnophrios	—	—	0	4	$\frac{2}{3}$	0	$\frac{2}{3}$	0	$\frac{2}{3}$	0
合計	4	$3\frac{2}{3}$	11	146	$37\frac{5}{6}$	0	$48\frac{5}{6}$	$1\frac{1}{2}$	$47\frac{1}{3}$	54

台帳番号	人数	人頭率	人頭稅 sol.	地積 aro.	土地稅 sol.	維持費 sol.	計 sol.	控除額 sol.	納稅額 sol.	穀物租 art.
A	9	$8\frac{1}{3}$	25	133	$34\frac{1}{3}$	0	$59\frac{1}{3}$	$3\frac{1}{6}$	$56\frac{1}{6}$	60
B	4	$3\frac{2}{3}$	11	146	$37\frac{5}{6}$	0	$48\frac{5}{6}$	$1\frac{1}{2}$	$47\frac{1}{3}$	54
C	18	$15\frac{1}{12}$	$45\frac{1}{2}$	0	0	0	$45\frac{1}{2}$	$1\frac{17}{24}$	$43\frac{19}{24}$	$21\frac{1}{2}$
D	10	9	$27\frac{1}{3}$	0	0	0	$27\frac{1}{3}$	[0]	$27\frac{1}{3}$	0
總計	41	$36\frac{1}{12}$	$108\frac{5}{6}$	279	$72\frac{1}{6}$	0	181	$6\frac{3}{8}$	$174\frac{5}{8}$	$135\frac{1}{2}$

(註) 維持費=官吏維持費

第V表 第15 indiction (716/98H) 年度納税簿 (P. Lond. 1419) より

納税代表者名	基準税額	穀物租	土地税	epik. (付加税)	計 (納税額)
Jakōb Enōch 他	15 : 13 ¹ / ₂	52 ⁵ / ₁₂	39 : 16 ¹ / ₈	5 : 19 ¹ / ₈	45 : 11 ¹ / ₄
地 所 名	同上内訳	同上内訳	担 当 納 税 者 名		
Banan	: 18	2 ¹ / ₃	Philotheos が全額		
Abba Biktōros	: 6 ¹ / ₂	³ / ₄	同 上		
Chersampel & Treuei	: 2 ³ / ₄	¹ / ₃	同 上		
Pshark	: 4	⁵ / ₈	同 上		
Thanasia	: 5 ⁷ / ₁₂	1	Jakōb の子供たち		
Pabaktēs	: 23 ¹ / ₂	3 ² / ₃	Philotheos		
Pchichitos	2 : 8 ¹ / ₂	5	Jakōb が ¹ / ₂ , Pesoos と Paulos が ¹ / ₂		
Pkatakē	1 : 1 ¹ / ₂	4	Thaumastē (女) が全額		
Bēsnatet	: 8 ¹ / ₈	1	Patkoore		
Pnas	1 : 22 ¹ / ₂	7 ¹ / ₁₂	Sabinos の子		
Piah Arsenup	: 16	2 ² / ₃	David Porphanos		
同 上	1 : 8	6	Makare		
Pōbet & Treuei	1 : 19	6 ¹ / ₃	Jakōb の子		
Belekau	: 8	1 ¹ / ₄	同 上		
Tant[]le	: 4 ⁵ / ₈	³ / ₃	Philotheos が全額		
Pkalou	: 2 ⁷ / ₁₆	¹ / ₃	Jakōb の子		
Ke[]	: 22 ¹ / ₂	2 ¹ / ₈	Philotheos		
Piah Mēlh	: 16 ¹ / ₂	2 ¹ / ₂	同 上		
Psanboi[]	: 6 ¹ / ₂	1	同 上		
Eūsthū, Treuei, Phēne & Marsabōu	1 : 4 ⁷ / ₈	3 ³ / ₄	Senuthios Marsabōu		
Abba Surutos の私領地	?	3 ¹ / ₈	Philotheos		
	(中	略)			

初期イスラーム時代のエジプトにおける土地所有について (藤本)

Papnuthios & Theophilē		3 : 8	12	8 : 17	1 : 6 ¹ / ₂	9 : 23 ¹ / ₂
Diskur		1 : 1 ³ / ₄	4 ¹ / ₆	Papnuthios か ¹ / ₂ , Theophilē か ¹ / ₂		
Ptolēme		: 10 ¹ / ₂	1 ¹ / ₂	Makarios		
Teiae		: 8 ¹ / ₂	1 ¹ / ₄	Papnuthios		
Panychatu		: 14	2	Herakleios か ¹ / ₂ , Theophilē か ¹ / ₂		
Rhyparia		: 2 ¹¹ / ₁₂	¹ / ₂	Biktōr		
Chalkopratu		: 4	⁵ / ₈	Makarios		
Diskur		: 4	² / ₃	Biktōr		
Patuel		: 3 ¹ / ₂	¹ / ₂	同 上		
Piah Kelboole		: 6 ⁷ / ₈	1 ¹ / ₁₆	同 上		
不存者地所名	旧納税者名					
Teiae	Dukai	?	1 ⁹ / ₂₄			
Piahhō	同上妻	: 9 ³ / ₄	1			
Teiae	Papo	: 4 ³ / ₈	⁵ / ₈			
Panychatu	Lukanos	: 3 ³ / ₄	² / ₃			
同上	Abba Hermaōtos 修道院	: 3 ¹ / ₄	¹ / ₂			
Teiae	Abba Surutos の私領地			1 : 9		
Panychatu	Mēnas	: 5 ¹ / ₂	⁵ / ₆	Theophilē		
Teiae	Papo	: 4 ³ / ₈	⁵ / ₈			
Teiae	Abba Surutos の私領地			1 : 14		
Ptēros 司祭他		2 : 11 ¹ / ₄	9 ¹ / ₄₈	6 : 7	: 22	7 : 5
		(後	略)			

(註) 金額の単位は solidus : carat で、1 solidus=24 carat である。

第Ⅵ表 第15 indiction (716/98H) 年度納税簿 (P. Lond. 1419)より教会関係

納税教会名	代表者名	地所名(旧納税者名)	基準税額	穀物租	土地税	付加税	計(納税額)
Hermeios	執事		6 : 20	?	17 : 17	2 : 14	20 : 7
Notinēs	Mēnas & Zacharias 司祭 Psibanōbet の anal.		7 :	[] ¹ / ₂ 20	15 : 18 ¹ / ₂ : 1 ³ / ₄	2 : 7 ² / ₃	18 : 2 ¹ / ₆
Apostolos	Andreas 司祭		4 : [] ¹ / ₂	7	5 : 3 ¹ / ₂	: 18	5 : 21 ¹ / ₂
Theodokos	執事		2 : 8		7 : []	1 : 2 ¹ / ₄	?
聖 Maria (市内)	?		3 : 10	13 ⁷ / ₁₂	?	?	10 : 13 ¹ / ₂ ?
		Amma Marias	2 : []	8 ⁵ / ₁₀			
		Petre Tapēu	: 10	3 ¹ / ₄			
		Piah Ethamtei	?	2 ¹ / ₄₈	Philotheos Pane		
	Psibanōbet の anal.				: 2 ³⁷ / ₄₈ Philotheos Pane の妻		
		Tepōt (Psiba. の妻)	?	¹ / ₄			
		Poṣah (同上)	?	1 ³ / ₄			
		Bēs (同上)	?	1 ⁵ / ₂₄			
		Hyiōn Taōr	?	4 ¹ / ₄			
聖 Pinutiōnos	執事 Megistē 大工 Enōch の代?	Mazei Pshonte	[] : 8	12	8 : 10 ¹ / ₂	?	
Archangelos	David 司祭 Psibanōbet の anal.		3 : ³ / ₄	12(小麦) 1 ¹ / ₂ (大麦)	8 : 19 ³ / ₄ : 3 ¹ / ₂	1 : 7	10 : 2 ³ / ₄
聖 Johannes	Theodosios 司祭		2 : 9	9	6 : 2	: 21 ¹ / ₄	6 : 23 ¹ / ₄
		Tepōt	[] : 19 ¹ / ₂	7	Theodosios 司祭		
		Piēne	[] : 7 ¹ / ₄	1	Johannes Patgoime		
		Pshonte	[] : 6 ¹ / ₄	1	Senuthios 司祭		
聖 Markos			?	8 ¹ / ₈	5 : 22 ¹ / ₂	: 21	6 : 19 ¹ / ₂
?			?	³ / ₈	: 7	: 1	: 8
?	執事		: 13 ³ / ₄	?	?	?	?

初期イスラーム時代のエジプトにおける土地所有について (藤本)

納税教会名	代表者名	地所名(旧納税者名)	基準税額	穀物租	土地税	付加税	計(納税額)
?	執 事		1 : 12	?	?	?	?
聖 Biktör Psintōros			2 : 16 ¹ / ₂	?	?	?	?
?			1 : 23 ³ / ₄	?	?	?	?
Abba Psempnuthios 修道院	Psyre	Plamou	5 : 12 ¹ / ₂	11	13 : 2 ³ / ₄	1 : 22 ¹ / ₈	15 : 1 ³ / ₈
Abba Charisios 修道院			: 21 ¹ / ₂	3 ⁷ / ₄₈	2 : 6 ¹ / ₂	: 7 ³ / ₄	2 : 14 ¹ / ₄

第Ⅶ表 第15 indiction (716/98H) 年度納税簿 (P. Lond. 1419) より修道院関係

修 道 院 名		土 地 税	穀 物 租
地 所 名	担 当 納 税 者 名	同 上 内 訳	同 上 内 訳
聖 Maria (丘) 修道院		114 sol.	12 art.
Piah Puhol	(¹ / ₂) Elias 修道院長	6 : 16	³ / ₄
Piah Puhol	(¹ / ₄) Bafeu	3 : 8	³ / ₈
Piah Puhol	(¹ / ₄) 洗張屋	3 : 8	³ / ₈
Psai	(² / ₅) 建築屋	8 : 6 ³ / ₄	1
同 上	(¹ / ₅) Abraham & Psote	4 : 3 ³ / ₈	¹ / ₂
Phaineshoos	Hermaōs & Frēm	7 : 8	1
Peloole	修道院長	4 : 8	
Charisme		13 : 9	1 ¹ / ₂
Abba Gabriēl		5 : 15	
Prēmres	Kolluthos Boēthos	1 : 4	1
同 上	金物屋	57	7
Barbaru 修道院		110 : 8 sol.	46 art.
Piah David	Enōch	15 : 18	7
Pmartēs	Theodosios	7 : 3 ¹ / ₂	3 ³ / ₄

修道院名		土地税	穀物租
地所名	担当納税者名	同上内訳	同上内訳
Pshonic	Philotheos	17 : 6	9 ¹ / ₂
Arsenophinikos	共同保有者	13 : 19 ¹ / ₈	6 ³ / ₄
Pmanbkrre		11 : 6	—
Sarutsei	Theodosios	12 : 9	6
Psibanobet		7 : 17 ³ / ₄	3 ¹ / ₄
Kepha	Kōnstantinos とその兄弟	4 : 10 ⁷ / ₈	3
Arsenophinikos	同上	14	6 ¹ / ₂
Thanaēp		6 : 13 ³ / ₄	2 ³ / ₄
(中 略)			
Tarou 修道院		?	?
emphyteusis による保有者たちを通じて			
Neu Ktēmatos	Pasodōros の息子たち	?	?
Phamai	Zēnobios の子供たち	?	?
Niah Chers	Zacharias & Pa[]	?	?
Hyiōn Kolluthos	Eulotta の息子たち	?	?
Hagiū Phoibammōn	Maxei の共同保有者たち	?	?
Borra Ktēmatos Tpastōtre		?	?
別の Neu Ktēmatos	Zēnobios の息子たち	?	?
Hellōtos Phoi	Andreas 官吏	?	?
Tsemau	医者 Phoibammōn の子供たち	?	?
Elaiurgu	Markos & Phne	?	?
修道院長を通じて、自作分？		?	?
(後 略)			

第Ⅷ表 第15 indiction (716/98H) 年度納税簿 (P. Lond. 1419) より無主地 (adespota ktēmata) 関係

地 所 名	代 理 納 税 者 名	基 準 税 額	穀 物 租	土 地 税	付 加 税	計 (納 税 額)
Ermugene		3 : 21 ¹ / ₄	11 ⁵ / ₆	9 : 22 ³ / ₄	1 : 11	11 : 9 ³ / ₄
	Jeremias Pkna		7 ⁵ / ₆	6 : 15	: 23 ³ / ₈	7 : 14 ³ / ₈
	Biktōr Ptauas		3 ¹¹ / ₁₂	3 : 7 ³ / ₄	: 11 ⁵ / ₈	3 : 19 ³ / ₈
Ji[]ēt	Georgios Patjō	1 : 12	5 ¹ / ₃	3 : 21	: 13 ³ / ₄	4 : 12 ¹ / ₄
	Sabinos の息子たちが ¹ / ₂ , Georgios Patjō が ¹ / ₂ [を負擔]					
		(中	略)			
Dukai	Hermaōs & Philēmōn	1 : 8	5 ¹ / ₁₂	3 : 10	: 12	3 : 22
	Philēmōn & Hermaōs	: 20				
	Abraham	: 4				
	Christophoros	: 4				
	Pebō	: 4				
Saratōkei	陶器組合	1 : 13 ¹ / ₄	5 ¹¹ / ₁₂			
Kaspitu		1 : 6	² / ₃	3 : 7 ¹ / ₄	: 11 ¹ / ₂	3 : 18 ³ / ₄
Thelhellei		: 14 ¹ / ₂	2 ¹ / ₄	1 : 13	: 7 ¹ / ₂	1 : 20 ¹ / ₂
Jakōb Apollōnos		2	6	5 : 2 ¹ / ₂	: 17 ³ / ₄	5 : 20 ¹ / ₄
Thelhellei	陶器組合	1 : 4	3 ¹ / ₂₄	2 : 11	: 8 ³ / ₄	2 : 19 ³ / ₄
Laban	Hermaōs の子 & Makarios	: 1 ³ / ₈	5 ¹ / ₂	5 : 5	: 18 ¹ / ₄	5 : 23 ¹ / ₄
Thersōpnam		1 : 14 ¹ / ₂	5 ³ / ₄	4 : 2 ¹ / ₄	: 14 ¹ / ₄	4 : 16 ¹ / ₂
Lamporse		1 : 12	5	3 : 19	: 13 ¹ / ₄	4 : 8 ¹ / ₄
		(中	略)			
Oasitōn 修道院		4 : 10 ¹ / ₂	16	11 : 10 ³ / ₄	1 : 16 ¹ / ₄	13 : 3
	うち官吏 Andreas による 2ヶ所の土地の納税分として 5 sol. 従って残りは 8 : 3					
Khōrēmata による Oasitōn	Pile[] の子	?	4	3 : 10 ¹ / ₂		3 : 10 ¹ / ₂
		(後	略)			

初期イスラーム時代のエジプトにおける土地所有について（森本）

第K表 第15 indiction (716/98H) 年度納税簿 (P. Lond. 1419) より
官吏 (dioikētēs) Andreas の土地保有情況

行	納税代表者名	Andreas 保有地所名	基準税額	穀物租
84	[] Abraham	Kapooje	: 1 ¹ / ₂	1 ¹ / ₄
89	[] Hermaōtos	Gratianu	?	?
116	[] ōmauōt	Parash	: 9 ³ / ₈	1 ¹ / ₈
491	?	?	?	?
612	?	Parash	: 11 ¹ / ₂	2
735	Johannes Apollōs	Piah Selselsir	1 : 3	5
739		Pdiakone	1 : 21 ¹ / ₂	7
756	Joseph Talotei	Piah Sacho & Erikone	1 : 12	5 ¹ / ₁₂
815	[]poros	Abba Makarios & Psemre	: 2 ³ / ₄	1 ¹ / ₃
904	Mariam Athanasios 同左の夫、不在者 Stefanos の代	Patuoore	: 9 ⁵ / ₈	1 ⁵ / ₁₂
1210	Johannes Kornēlios	Niah Tōbias	: 4 ¹ / ₂	1
1213	同上組内不在者 Kallinikos の子の代	Phēt	: 6 ¹ / ₂	1
1257	Oasitōn 修道院に吸収されし無主地 2ヶ所		5	
1308	Tarou 修道院	Hellōtos Phoi	?	?
1315	[] 修道院	Niah Esou	3 : 9	

第X表 Samawā 村地租割当査定簿 (8—9 世紀 : APEL n° 223)

納税者名	播種地 faddān	税額 dinār
Šanūda, Huḡayr 出身 Badermūde のブドウ園主	4 ¹ / ₈	3 ¹ / ₂₄
Maqāre Abaqire	2 ²³ / ₄₈	2 ²³ / ₄₈
黒人 Maymūn	7 ³ / ₈	7 ³ / ₈
漁師 Apollo	[]	[] ¹ / ₄
al-Sawda Malak	7 ⁷ / ₄₈	7 ⁷ / ₄₈
Ḥirāš, Ġarir の mawlā 通称 Dawās	3 ¹ / ₄	3 ¹ / ₄
Marōn, Asmarūs の子	26 ¹ / ₃	26 ¹ / ₃
Mūsā b. Qurra	29 ³⁹ / ₄₈	[29 ³⁹ / ₄₈]
Basinna Ašmak	2 ³ / ₄₈	[2 ³ / ₄₈]
Muḡammad b. al-Ašbaḡ 通称 'Ali	32 ⁴⁵ / ₄₈	[32 ⁴⁵ / ₄₈]
Minā Qomā, 通称 Mila	2 ¹ / ₄₈	[2 ¹ / ₄₈]
Šanūda Balūte	2 ³ / ₄₈	[2 ³ / ₄₈]
Isaac Nastos	2 ³ / ₃ []	[]
警吏 Chael, Ḥiyār のもとに同居の通称 Chael Damūne	1 ¹ / ₁₂ []	[]
Bilatōs Batās	1 ³ / ₂₄ []	[]
[]ūre	5 ⁵ / ₄₈ []	[]
Boḡtor []	[]	[]

〔註〕 12名のコプト人に混じって、アラブ人2名、ギリシア人 (Marōn) 1名、黒人ムスリム1名、それにアラブ人の mawlā となっている改宗コプト人? 1名がいる。これらのうち、2名のアラブ人とギリシア人の地租は他のコプト人たちの地租に比して圧倒的に多い。

第Ⅺ表 地租割当査定簿

(3H/9 世紀: APEL n° 222)

納税者名	播種地 faddān	税額 dinār	納税者名	播種地 faddān	税額 dinār
Ibrahim Hermūh とその母	16	84	Isma'il b. Mūsā	[]	[]
Ishāq Buṭrus Psote	1	4	Stephen []	7	2 ¹ / ₆
Ibšāye Mūsā Pilatos	1	4	Ibrahim b. [] al-Ḥuwayri	2 ² / ₃	[] ² / ₃
Abanā [] Qalik	1	4	Stephen とその弟 Abū Qosta	[] ¹ / ₂	[]7
Ibrahim Basil Postolos	1 ¹ / ₄	4 ¹ / ₂	Abime Demōsi	3 ³ / ₄	[]5
Antanās, Buṭrus al-Farūh	1 ¹ / ₄	5	Abū Abime Papostolos とその弟 Abū Masyllōs	1	[]
Homise の2人の息子	1 ¹ / ₂	2 ¹ / ₄	Ishāq b. Ġiriġ	3 ³ / ₄	[]
Apa Būle, Alōt の子	1 ³ / ₄	7	Abū Yoḥannes Abahōr	8 ³ / ₄	[]
Epime (Abime) とその子	1 ¹¹ / ₁₆	2 ² / ₃	Andūne, Damiya の子	3 ³ / ₄	[]
小計	25 ¹ / ₁₀	118 ³ / ₄	小計	[]5 ³ / ₄	[]
[]	[]	13	Merqūre, Dahna の弟	[] ¹ / ₄	9
[]	[]	3 ¹ / ₂	A[]s Bafsāne	[]	1 ¹ / ₆
[] Baliṭ	1 ² / ₃	5 ¹ / ₄	Ablide Būlos Niqīṭa	7	31
[] ĵal	1	4	Boqtor Antanās Ibšāde	3 ³ / ₄	3 ¹ / ₆
[] とその弟 Buṭrus	3 ³ / ₄	3	Babā Boqtor, Babā Pqām の子	1 ¹ / ₂ []	2 ¹ / ₄
[] al-[]	1 ¹ / ₂	2 ¹ / ₄	Boqtor Ġirġe 乾酪商	2 ² / ₃	3
[] Faṭāne	1 ¹ / ₄	4 ¹¹ / ₁₆	Boqtor [], Alhōr の弟	1[]	3 ¹ / ₂
[] Būlos []	1 ¹ / ₂	6	Boqtor Quzmān Bqām	5 ⁵ / ₆	3
小計	10 ³ / ₆	41 ⁵ / ₈	小計	13 ⁵ / ₆	58

〔註〕 各納税者について、「昨年も彼の手あったところの〔土地〕」という備考が付記されている。

第Ⅻ表 249H/863年度 al-Ušmūnayn 県灌漑工事特別賦課割当簿
(APEL n° 237)

納 税 者 名	割当査定額 dīnār
'Abd al-Raḥīm [b.], Anṣinā 出身	1
Yaḥyā b. al-Ḥasan } Anṣinā 出身	1
al-Qāsim b. Naṣr }	
[], Anṣinā 出身	1/3
'Abbās b. al-Walid }	3
A [] }	
Sisinna [], al-[] 出身	2/3
Ḥassān, 私領地出身	1 1/4
Balbos, Anṣinā 出身	1
Mūsā b. [], [Ušmūn] 市出身	1
Zikri b. Šabīb	1
Remiye, Abū Ġirġe 出身	2 2/3
Aḥmad b. [], [Ušmūn] 市出身	5
Ismā'il, Sifa の案内人	1
Ishāq al-Azraq, al-Miniya 出身	3
Sifa の一農夫 (muzārī')	6
Sawiros b. Mōne, [Ušmūn] 市出身	1
Asbāṭ b. al-Ḥardal, Anṣinā 出身	4
al-Faġġāl	1
農場管理人 Merqūre, [Ušmūn] 市出身	1
Darrāġ, Qalandiyūn 出身	1
教父 Aḥmad, Qalandiyūn 出身	2
農場管理人 Yoḥannes, Sirrayn 出身	7
Abū Mušlih, Azhar b. Siwār の残額のため	4
Homise, Abū Ġirġe 出身	1/6
Almās b. Šabīb	2
249年度灌漑工事のために徴収せる額	50 1/6
Maqtūl の一農夫, 警吏 Ġirġe を通じて Bšōde の 住民の al-Faṭḥ, Sulaymān b. Banā	13
Zikri, Hūr 出身	1
(後 略)	

第XIII表 地租 ḥarāğ 割当査定簿 (3H/9世紀 : APEL n° 220)

納 税 者 名	地 租 faddan	税 額 dinār
Muḥammad b. Abd 'Allāh Aqūs	11	11
Abū Qerī Sane	2	1 ⁵ / ₆
Saqōre b. Zikrī b. Harūn	13	12
水運搬人のため	1	1
Balāme Theodor	—	40
Muḥammad b. Ḥusayn b. Sulaymān	—	20
Muḥammad b. Zufar	—	20
al-Ḥasan b. Bukayr	—	8
Muḥammad b. Ibrahim	[]	[6]

〔註〕 最初の Muḥammad はおそらく改宗コプト人。

Besides a number of examples mentioned in ancient hagiographies (the *Lieh-hsien chuan* and *Shen-hsien chuan*), some Taoists who belonged to the *Mao-shan* school of Taoism dominant during the period of the South tried to become *shih-chiehhsien* (immortals) or so-called *ti-hsia-chu* (underground agent) by taking a drug called *ling-wan* (spiritual pills) or having a sword forged as his substitute. The latter case was called *chien-chieh* (deliverance by a sword).

Reading the narratives of the *shih-chieh* immortals, we can find many factors in common with Christian doctrine of resurrection. However, in the case of religious Taoism, immortality has been sought after by magical practice which strongly survived until recent times.

Landholding in Egypt in the Early Islam

by

Kôsei Morimoto

When we discuss the landholding system in the early Islamic history, the so-called landholding system by Islamic jurists has been generally prominent, taking no account of the change in space and time. "The Islamic landholding system" itself, however, as in other spheres of the Islamic Law is a historical product and is of no importance without our grasp of its process; moreover, its process was naturally to be various in each part of West Asia, because the Arabs succeeded the regions with different landholding systems of the Sasanian or Byzantine Empire.

In this article, considering this point, we want to treat the development of landholding systems only in Egypt from the period of Arab Conquest to the 'Abbāsids Dynasty.